

越谷市郷土研究会会報第三号

古志 祭大 公心

昭和五十五年五月刊

目次

卷頭言

会長 小島 誠 1

感想

鎌倉の史跡巡りに参加して

大久保 知子 57

研究論文

越谷御殿地始末記

石塚 吉男 1

織物の郷を訪れて

名倉 さわ 59

地図と郷土史

木原 徹也 8

表紙

金子 泰 岑

二郷半領十二ヶ村漏雑訴日記について

中村 忠夫 15

行田市古墳見聞記

日置 宗一 28

越谷市郷土研究会会則およびあとがき

山王二十一仏板碑と庚申信仰

星野 昌治 30

役員名簿

関東郡代

本間 清利 40

会員名簿

埋もれる史跡——屋陰の八ツ塚——

山崎 善司 46

報告

史跡めぐり及び研究会一覽表

木村 信次 55

—昭和五十三年四月より五十四年十二月—

巻頭言

会長 小島 誠

越谷郷土研究会では、会則の主旨に則って、こゝに会報第三号を刊行することにいたしました。表題の「古志賀谷」は、会報二号に、掲載されました山崎善司氏の、十数年に及ぶ執念の研究とも申すべき「古志賀谷氏」の題名をそのまま載いたものでありまして、この冊子により重厚さを加える最もふさわしいものと感謝しております。

さて、この度、会報三号の原稿を募りましたところ多数の方々より、長期に渡る貴重な研究や、調査を又は感想文等を載きまして有難うございました。これ等は、郷土に何等かの関係ある歴史的事象であります故読者の方々に強い感銘を与え、郷土の歴史に対する関心と興味を起し、当研究会の基盤を益々広めるものと確信いたします。

尚この会報刊行にあたって、御尽力を戴きました前図書館長木村信次氏をはじめ編集委員の方々に厚く感謝いたします。

越谷御殿地始末記

石塚 吉男

はじめに

越谷町に徳川家康の御殿があったことは、新編武蔵風土記稿、徳川実紀、その他の史録にもしばしば現われており、明暦三年（一九六七年）の有名な振袖火事と呼ばれた大火により、江戸がほとんど焼失した際に江戸城に運ばれ、二の丸御殿として用いられたことは周知のとおりである。

その越谷御殿のあった町の小字にも明治初期までは、御殿、蔵前、元蔵前が遺っていたが、それらは総称して東町裏と改められた。

大東亜戦争中に町内会組織ができて、元御殿、御殿の私字が称えられたが公記録としては遺らなかつた。

しかしその私字は何か根拠があったに違いない。異論もあるが一般に、元御殿とは慶長九年（一六〇四年）に増林の林泉寺領にあったと伝えられる御茶屋御殿を移した当時の界限の称であり、御殿とはさらに規模を拡大した界限を呼んだものと云われている。

元来越谷宿は城下町と異り、新に日光道中が定められた寛永年間（一六二四年～一六四三年）に整えられた宿場町で、それまでは、越谷郷と称され、荒川西岸の自然堤防の微高地の上に、下流の大相模郷に続き上流の洪江郷に連る一部落であった。大相模から洪江に続く荒川堤が街道であるほかは、在来の開発領主的な二三の有力地主が所有する畑地の上に新しく設けられた宿場で、道中筋を除く通路は今日で云う私道に当り、地主の支配を受ける一

般の住民は地主の庭先でも通るつもりでいたに違いない。後に越谷に町制が布かれた後も、その儘私道が公道の如くに用いられてきたが、大東亜戦争後の地価の暴騰によって、寸尺の土地にも利権の眼が光りほとんども閉鎖されてしまった。旧称瓦會根横町、永楽屋横町、観音横町、赤山通り、袋通り、四丁野道、御殿下通り、新道が公道で、そのほかの裏道、横道は農道を除き公然と通行することが困難になってしまった。こうした三百年にわたる公道の未整備が、今日の越谷市の中枢部の近代都市化を妨げる大きな原因となっている。

にもかかわらず、東町裏（私字御殿、元御殿）には今も江戸時代よりの朱引道が遺っている一角があり、それがわづかにかつて越谷御殿の存在したことを物語っている。

越谷御殿は何処にあったか、それについては別項に木原理事もふれているので省略するが、ここでは越谷御殿が江戸城二の丸に移された跡地の措置について、現存する史料に基いて、それを引用し解説を兼ねてその始末についてふれてみたい。

一、新編武蔵風土記稿

本稿は徳川幕府が林大学頭に命じて、文化七年（一八〇七年）起稿、文政十一年（一九二八年）に完成させたもので、浄書を終り幕府に上げたのは天保元年（一八三〇年）であるが、このうち越谷御殿に関する記事はつぎのとおりである。

越ケ谷領越ケ谷宿

御守殿蹟

宿の亥の方にあり、慶長の頃よりの御殿なりしが、明暦

三年江戸の回祿にて、御城の内も焼失ありしより、御飯殿にかの地へ移させられ、其蹟御林となり、当所の民小林・藤左衛門・浜野藤蔵二人御林守たりしが、元禄八年檢地の時貢税の地となり、御膳所の跡のみ御林を存せり、今に御守殿蹟又権現林ともいへり。

これには宿の亥（北西）の方にあり、云々と記されているが、こゝに小杉藤左衛門の姓が、小林になっていることに注目されたい。現今流布されている本稿は活字本なので誤植であることは、現存する小杉藤左衛門尉景房の墓碑をらびに後述の福井猷貞著の「越ケ谷瓜の蔓」の記事により明らかである。

二、越ケ谷瓜の蔓

本著は越谷宿名主兼本陣役会田八右衛門が、安永三年（一七七四年）に没落退転後（文政年間名主復帰）、本陣役を勤めた越谷宿大沢町の大松屋権右衛門が福井猷貞の筆名で遺した「越ケ谷瓜の蔓」のことで、これは化政期（一八一四年～一八二九年）の間に書き綴った地誌的なもので今日の越谷市史の貴重な資料となったものである。

この中には越谷御殿に関する記事はしばしば出てくるが、何れも断片的で詳細を知ることが困難である。その一部を抜いて掲げると、

一、……元本道なれども日光道中筋ニ相成申候儘横町と唱、中町、本町、本町之裏故袋町と唱、又其裏通御殿下と云ふは御主殿下通り也。

こゝで云う横町は観音横町のこと、宿が整えられるまでは、

荒川堤が街道であつたところ日光道中筋が定められたので横町と
なつた。また袋町の裏通りとは御殿下通りで現在の会田病院前の
通りである。

一、御殿地之義本町裏ニ而有之御取払後御林ニ相成申候、
御殿番之義ハ浜野藤蔵、小杉藤左衛門兩人ニ而相勤申候、

藤蔵屋敷表御門通也、藤左衛門屋敷御裏門通、右番中ハ除
地ニ而有之候由。

浜野藤蔵は藤右衛門とも称しその子孫も代々藤蔵または藤右衛
門を通称としていたようである。

小杉藤左衛門については、

一、今野地百姓小杉藤左衛門先祖之義小杉藤左衛門討景房ト
相名乗、天正以後落去之者、出羽、八右衛門等申合三度御検
地詰、慶長年中増林より御主殿引越谷へ造立致候節ハ浜野藤
蔵ト兩人ニ而御主殿番勤、袋町ニ而除地ニ罷在候家柄之者ニ
御座候。

御殿番を勤めた初代の小杉藤左衛門討景房は、小田原北条氏の
浪人と云われ、御殿取払後も子孫は代々藤左衛門を通称(家号)
としていたと思われる。この初代藤左衛門は慶長年中(一六四八
年)一六五一年)に没し、天岳寺に葬られ立派な墓碑があつたが
今は無縁となつて天岳寺の参道の片隅に置かれてある。

一、西名主浜野藤次郎右同断草創之名主ニ而元祿年中藤右
衛門と申相勤候処伴藤五郎不屈之義有之、六本木獄門被仰
付、不存罷在候共名主役相勤候身分ニ而取縮方不行届旨、
役義御取放有之、八右衛門屯人名主ニ相成申候、其後浜野
十次郎と申江戸表ニ而御賄方下役相勤罷在候

この西名主を勤めていた藤右衛門(家号)家の浜野藤次郎が越
谷宿を退転して江戸表へ出て大奥に仕えたといふことで、後に御
殿地跡の件で「浜野藤蔵由緒書」と云われる文書を差出した浜野
藤蔵はこの藤次郎の子ではないかと思われる。

三、浜野藤蔵由緒書

明暦三年(一六五七年)に御殿が取払われてから間もなく、寛
文二年(一六六二年)に越谷宿の検地が行われ、このとき御殿跡
はほとんど百姓地(農地)の上畑となり、わづかに賄屋敷跡四畝
二十六歩が、御主殿見捨地として除地になつた。それから約百余
年過ぎた明和四年(一七六七年)につぎのような書類が、浜野藤
蔵より提出された。

御台様御用人支配

万寿姫君御侍

浜野藤蔵

武州越ヶ谷町

御殿地跡拝領仕候由緒之儀申上候書付

権現様天正十八寅年御入国以後、御鷹野武州新方領増林村
ニ仮之御殿建候節より私先祖浜野藤右衛門儀御殿番被仰付、
其以後慶長九辰年右御殿越ヶ谷ニ御引移御鷹野被為候節ニ
御泊り御殿ニ相成節、御殿番之儀伊奈備前守支配ニ相成申
候。

台徳院様

大猷院様

殿有院様御代迄之御代々御鷹野并日光御成之節御泊り御殿ニ相成候

右御殿番之儀先祖浜野藤右衛門より先祖浜野藤右衛門迄三代相勤罷有候所、明暦三酉年二月右御殿之儀江戸御城ニ丸江引跡其以後先祖浜野藤左衛門年久敷御殿相勤候ニ付右御殿跡被下置旨、寛文中年稲葉美濃守殿被仰渡候由、

但、御殿地跡拝領仕候年月委細之書付先年類焼致候由ニ御座候

一、先祖浜野平吉川船極印改役相勤罷在候節、元祿八亥年酒井河内守殿御檢地之砌右御殿地跡之内ニ罷在候雜木御用ニ御伐払ニ相成候由沙汰ニ候、右雜木之儀者御殿地拝領仕候以後先祖共植付置候儀ニ御座候、何卒其儘被下置候様奉願候所御殿地拝領之由緒等御勘定所保木弥右衛門掛リニ而委細吟味之上小給之者助成ニ可仕旨右之果雜木共前々通被下置、御役米ニ添候成可被旨御勘定奉行ヲ以同年五月六日被仰渡候段伊奈半十郎被申渡候

右之通御座候 以上

明和四亥年十一月

浜野藤蔵

これによれば天正十八年（一五九〇年）に徳川家康が関東に入国後、増林村に仮の御殿を建てた当時より浜野藤右衛門が御殿番を勤め、慶長九年（一六〇四年）に越谷町に引移後、家康、秀忠、家光、家綱の四代まで伊奈備前守の支配下で浜野家三代引続き御

殿番を勤めたが、明暦三年（一六五七年）に江戸大火のため焼失した江戸城に引移した御殿地跡を、永らく御殿番を勤めた功により、浜野藤左衛門に下し置かれる旨を寛文中（一六六一）一六七二年）に稲葉美濃守より申渡されたがその委細の書付を先年類焼してしまつた。

また先祖浜野平吉が川船極印改役（ ）を勤めていた頃元祿八年（一六九五年）に酒井河内守が檢地るとき、右御殿跡の雜木林を伐り払われて御用にされたが、その雜木も自分の先祖が植え付けたものだからそれもその儘にして頂きたい、御殿地拝領の由緒等を、御勘定所保木弥右衛門の掛りで委細吟味の上、輕輩の者をお救下さる思召しをもって、右跡地雜木共前々通り下し置かれる由を、御勘定奉行から仰せわたされたことを伊奈半十郎より申渡されたと浜野藤蔵は申立てている。

初代藤右衛門以後、平吉、藤次郎、源助等の名が出て来るが、この系譜は今詳かには確めてないが浜野家は通称藤右衛門もしくは藤蔵を名乗っていたと思われる。

この文書には御殿番相役の小杉藤左衛門にはふれていない。また宛先が不明である。

寛文二年（一六六二年）、元祿八年（一六九五年）の二度の檢地で明らかに除地となっていて、水帳にも浜野藤右衛門名請とは記されていない。浜野藤蔵が主張している御殿地拝領とは、実は御殿番屋敷跡地のことでないかと思われる。地元宿役人の許にも当の浜野藤蔵も証執書類は焼失して無いことから両者を混同していると思われる節もある。

四、越ヶ谷御殿地跡由緒書上

この点はその後もしばしば争われたと見えて、後の文化十一年（一八一四年）二月付の「御内々御尋付奉申上候」の見出しの書類が遺っている。これは嘉永元年（一八四八年）一月に写されたもので、御殿地跡の帰属について伊奈代官所から非公式に照会があり、それに対しての答申のようである。

嘉永元年

御殿地起立

申一月

武州埼玉郡

越谷宿

御内々御尋付奉申上候

一、武州埼玉郡越谷宿本町ニ先年御守殿有之右御殿番之儀浜野藤右衛門与申者相勤罷有候、江戸御城内御引移ニ相成候右御殿跡、其外藤右衛門江样領地面有之候由緒并右跡御林植付ニ相成候始末御尋ニ付、左ニ奉申上候、

東照宮様御入国以後江戸表より往還筋之由、武州埼玉郡増林村今字城之上与申処、御遊獵被為成候節、御休息御泊等被為候御殿有之候所、慶長年中より当道中筋御引通し当時之往還筋ニ相成候間、右増林之儀片遠所ニ付、同九辰年越谷町地同所裏ニ而元荒川堤之辺一通り御引移被遊、夫より御二代將軍様、御三代將軍様、御四代將軍様迄御鷹野被為成候節御泊館被為遊候御殿ニ付、居付古百姓之内浜野藤右衛門・小杉藤左衛門と申者兩人ニ而御殿番并御賄道具御預り被仰付相勤候者ニ而候、尤御殿番屋敷之儀は表役之儀相勤不申、然所明曆三

四年江戸大火ニ付乍恐御城内ニ御引移被為遊候ニ付、御殿地跡之儀其儘御繩除被為世下由之所、寛文二寅年御檢地之節御繩入、御守殿跡四畝廿六歩御除地ニ相成、其余は上畑請ニ被仰付、右御殿番屋敷之儀は一回御伝馬屋敷と相成申候、藤右衛門、兩人名所ニ相成割合ニ而同断所持仕候付、宿役之儀も宿並ニ相勤申候由、然所元祿八亥年御檢地ニ相成候所、右形之通御殿跡御林は除地ニ被仰付其余は上畑、右御殿番屋敷之儀は藤右衛門悴源助、藤左衛門悴藤兵衛兩人ニ而御伝馬屋敷半軒株宛畑共御繩請申候、其親浜野藤右衛門儀は、越谷宿之役人之内西名主と申元屋敷畑合疋町八反四畝武歩、外稻荷除地とも廿八歩、草鉞場五反八畝四歩共源助儀は所持仕勤罷在候藤右衛門悴ニ而、酒狂ニ相長し不埒故跡役難相勤、宝永・正徳之年間追々元屋敷畑田畑質流地ニ相成、江戸表江罷出御奉公相勤罷在候、乍然御番屋敷跡百姓地ニ相成候源助名所半株之儀、地守は市兵衛と申者江預置同藤蔵地へ入候所、右藤蔵死後悴丈太郎名所ニ相成持伝候得共、天明八申年右半株之儀百姓吉兵衛悴清兵衛、質流地仕候所相違無御座候、尤藤左衛門悴藤兵衛儀半株之儀、延享二巳十月中吉兵衛方へ質流地仕置候縁ニ而、丈太郎方より吉兵衛方へ質入候始末ニ御座候、尚別紙之通質地証文御水帳小拾書拔写等差添差上候一、御殿跡御林四畝廿六歩之儀、前々御引移其後雜木植付被為置町内預り被仰付候間、右御林立枯吹折等有之節其段奉訴上御伐払入札代永納被仰付、跡植付仕来候段、乍恐御林御帳面御座候通相違無御座候、右之通相違無御座候得共年来も相立候義ニ付、年曆等相違之儀可有之候得共、宿内度々類焼ニ

而古書付多分焼失仕候、宿役人之内離散之者も有之候ニ付、証拠書物品と不仕候共、年来申伝并村鑑手控等を以奉書上候間、乍恐此段奉申上候 以上

文化十一年戊辰二月

越谷宿

名主 八右衛門
年寄 源右衛門
百姓代 次兵衛

伊奈友之助様御手代

中里次郎兵衛殿

この文書の最初に越谷御殿が、慶長九年（一六〇四年）に増林村にあった御鷹野御殿を、新に道中筋となった越谷宿裏の荒川堤辺に移されて、家康から四代將軍家綱の代まで用いられたこと述べて、この間御殿番として浜野藤右衛門と小杉藤左衛門の兩名が勤め、明暦三年（一六五二年）の江戸大火の際江戸城二の丸御殿に用いられたので、御殿取払後の跡地を其儘細除の上、下し置かれるとのことであったと称している。これは越谷宿に払下げるとの意味である。

しかし、寛文二年（一六六二年）の検地には、御守殿跡として四畝二十六歩のみ除地とし、この面積実は御殿構地の中の御膳所（賄屋敷）の敷地で、その余は百姓地（農地）の上畑とされた、これを所有する者は一般の年貢を課せられることになったのである、前後の事情から推して当時は会田出羽の子孫会田又六資忠が名請であったと思われる。

御殿番屋敷即ち浜野、小杉の詰屋敷はそれぞれ本人請で一般の

伝馬役（一戸一匹）を勤める伝馬屋敷となった。

ところが、元禄八年（一六八八年）の検地には、御殿跡御林は従前のごとく除地（この分四畝六歩）、其余は上畑となり、御殿番屋敷は浜野藤左衛門の倅源助と、小杉藤左衛門の倅藤兵衛が半軒株苑田畑とも名請となった。浜野源助の親浜野藤右衛門は、越谷宿名主のうちの一で西名主と称え（北名主は本陣役を勤める会田八右衛門）て元屋敷田畑合せ宅町八反四畝式歩外稻荷除地共二十八歩、草銭場五反八畝四歩を所有していたが、倅の源助は酒に狂い名主跡役を勤めることができず、宝永正徳の年間（一七〇四年～一七一五年）に元屋敷株田畑とも質流れにして江戸表へ出奔、元御殿番の縁故を以て、徳川家大奥の騎役人浜野十（藤）次郎と名乗って勤めていた。この源助こと十次郎が後に浜野藤蔵を称したのかまたはその子か、前に掲げた明和四年（一七六七年）の浜野藤蔵出緒書の差出人は、年代から推して、源助の子のごとく思われるが源助名義であった元御殿番屋敷の半軒株は、藤蔵の死後倅丈太郎の名義になったが、天明八年（一七八八年）その半軒株は、百姓吉兵衛（家号塩屋）倅清兵衛に質流れになった。もっとも既に小杉藤兵衛名義の半軒株は、延享二年（一七四五年）に質流れになっていた縁で、浜野丈太郎も吉兵衛方へ質入れした次第であると、質地証文水帳を添えて申立てている。

これによれば浜野藤右衛門家の名義であった元名主屋敷株田畑及び元御殿番屋敷半軒株はすべて質入もしくは質流れになっている、除地となっている御殿跡御林四畝廿六歩の所有権を争点とすることが、浜野藤蔵の悲願であったことが判る。溺れる者は藁をも掴むの念から、数度の越谷宿大火のために、当時の正確な証拠

のないことを奇貨とした、前の浜野藤蔵由緒書が後の宿役人の「御内々御尋付奉申上候」との対照が明らかになっていく。

なお御殿跡御林（御殿構地の一部）四畝二十六歩は、御殿取払後雑木植付けとその管理は町内預り（事実上宿役人の管理）に任せられ、立枯れ、風倒の木は上役人に届出での上伐り払いその入札代金は銭納を命ぜられ跡の植付けをしてきたということである。この御林の当時の模様は、本町三駕屋内藤嘉兵衛の文書のなかに、文化十三年（一八一六年）八月の記録として遺されていて、

御林木之内風折立枯書上

覚

一、杉 壹本 但シ目通式尺八寸廻り

一、同 小木 壹本 但シ立枯

一、同 小木 壹本 同断

一、同 小木 壹本 同断

一、同 小木 壹本 同断

とあり、後の記録ではあるが、当時の事情を裏付けるものとしてここに掲げた。

御殿跡地の始末は以上のとおりであり、事実と相違ないものであるが、年数を経て宿内数度の類焼にて書付もほとんど焼失し、宿役人のうち離散した者もあり、証契書類物品とも確かでないけれど、申伝えや村鑑控えによって以上申上げた次第であると結んでいる。

この文書の宛先は、代官伊奈友之助の手代中里次郎兵衛となっており、差出人として、越谷宿名主八右衛門、年寄源右衛門、惣代次兵衛が署名している。

この越ヶ谷御殿地跡由緒書上（御内々御尋付奉申上候）の内容は前に記した、浜野藤蔵由緒書に比べて、申伝えや村鑑等の手控えを添えて理路整然としており、寛文、元祿の二度の検地を含む明暦以後から文化十一年に至る百五十年間の推移の概況がうかがわれる。

いわゆる御殿跡御林は、藤蔵の申立のように浜野藤右衛門一人が拝領したのではなく、除地として越谷宿に徳川家康の創立した御鷹野御殿の存在を記念して、御主殿見捨地四畝二十六歩の御林がいわゆる公共用地として遺されたものであることは、いままでの経過措置から明らかである。

むすび

徳川家康より秀忠、家光、家綱の四代にわたり、将軍家の御鷹狩、または日光東照宮参拝の都度、御泊館となった越谷御殿は、当初増林村林泉寺領にあった御茶屋御殿（休息所）を引移したものであったが、その後数度（徳川実紀所見 寛永十六年（一六三九年）六月、慶安二年（一六四九年）四月 その他不詳）の改修により相当の規模になったと思われる。

それが明暦の江戸大火の後直ちに（徳川実紀所見、明暦三年（一六五七年）二月阿部備中守越谷行殿二丸引移云々）江戸城二の丸御殿として引移された、その跡地は賄屋敷跡四畝二十六歩を除地としたほかは、御殿番屋敷跡を含みすべて年貢地となり、御殿番屋敷跡は一旦は、浜野藤右衛門、小杉藤左衛門の名請となったが、上畑分は会田出羽の後裔会田五郎兵衛（五郎平）より漸次塩屋吉兵衛へと移り、日光道中指折の豪商とうたわれた「塩吉」

も幕末の頃は衰退したが、それでも池田十馬之輔名義で、旧御殿地域を占有していた。この頃は御殿跡御林は、いつの間にか「御林跡上畑」となって池田十馬之輔の所有となっていた。

徳川幕府の施策の柱となっていた、百姓の逃散、百姓地売買禁止の令は時代の推移に伴い有名無実となり、農地を質入質流にして、売買を経ずして金銭に代え、佃職と称していわゆる請負耕作を行い、事実上百姓地を占有することが公然の秘密として認められるようになりやがて明治維新（一八六八年）を迎えた。

そして、越谷御殿の存在は、土地所有権の推移とともに、次第に周廻の人々から遠ざかり、経済万能の昭和元祿が訪れる。

今は幻の御殿となった越谷御殿跡は、はじめに述べたように東町裏の一角に遺る朱引道の示すあたりと思われる、文政年間（一八一八年～一八二十年）の「字瓦會根溜井記」の附図には、越谷宿元荒川堤大沢橋東方の位置に「御林跡」の明示があり、大方の場所は知ることができ、それは御殿の一部賄屋敷の跡でありその近くを旧四号国道が通っている、御殿はその東方にあった旧出羽屋敷の構地に相当な規模で存在していたと思われる。

現在の天岳寺前の元荒川は寛永年間（一六二四年～一六四三年）の開削であり以前は荒川の本流として、花田裏を迂回して東小林に注いでいたので、御殿地先は袋町辺まで入江になっており、現在の御殿下通り、袋町の近くは河川敷として柳原と称されていた、だから袋町であった、御殿地内の元荒川の開削の残土で柳原に堤防が築かれ、寺橋が架かりその後新道ができたので袋町が袋通りでなくなったという話が遺っている位、御殿が設けられた慶長期（一五九六年～一六一四年）と江戸中期の化政期（一八〇四年～

一八二九年）とさらに、昭和の都市化の激しい現代ではとても想像のできなない大きな有為転換のあったことを忘れてはならない。

大正十三年（一九二四年）にさらに御殿地の一角が削られて河川敷になったとき大きな石が発見され御殿の礎石ではないかと騒がれたことがあった。さらに昭和四一年三月に葛西用水の伏越により元荒川と分離されたことによって今は地形からも江戸時代の面影は知るすべもない。

※参考文献 新編武蔵風土記稿及び徳川実紀、福井猷貞著越ヶ谷瓜の蔓、越ヶ谷町役場史料等

地図と郷土史

木原徹也

一、はじめに

越谷市内を流れる代表的な河川である元荒川は、かつては荒川の本流筋であった。しかし江戸時代の河川改修により、荒川は熊谷市内で入間川筋に付替えられた。このため越谷市内を流れる川筋は旧河道となってしまう、水量が減少し、水位も低下してしまった歴史をもっている。現在元荒川は荻島地区の出津付近から流れを大きく変えて、北越谷をとり囲む形で蛇行しているが、この当時、元荒川は現在以上に激しく蛇行する河川であった。その一つは旧袋山村をとり囲んで大きく北方へう回したもので、もう一つは、天嶽寺付近で曲折し旧花田地区をとり囲む形でう回蛇行するものであった。

そのためこの付近には、「袋山」（川筋によって土地が袋状に

なつた地域)や「花田」(大きく蛇行した川筋によって形成された鼻状に突き出た土地)というような地形を表わす地名を残している。また荻島地区には、かつて袋山を大きくう回した元荒川を「切り」、直道に河川を開削した記念とも言うべき「切橋」という名称も残っている。さらに袋山や花田には、古い流れの存在を思わせる「古川」と呼ばれる小水路も残っている。

今から十数年くらい前までの越谷市の地図には、これら歴史的な地名の裏づけとなる蛇行する旧河道がはっきりと記載されていた。事実、春から夏にかけて市内の水路や水田に水が溢えられる時期になると、東越谷小学校の裏手に低地となって残っていた旧河道にも水が入り、まさに川そのものの様相を呈した。

しかしその後花田地区の蛇行の跡は東越谷・花田の区画整理によって全く失われてしまい、袋山も旧河道にまで住宅が建ち並び、道路が通ずるといふ開発により、これまた蛇行の跡はほとんど失われてしまった。もちろん新しい地図からこれら旧河道の跡を見出すことは非常に困難になってしまった。しかし逆に考えれば、古い地図一枚は歴史をとく重要なカギになるとも言えるだろう。

日本史上最大の争点とも言われる耶馬台国の所在探しにしてももし一枚の地図が伝えられていたら、とうに論争は結着がついているのではないかなどと考えるときもある。

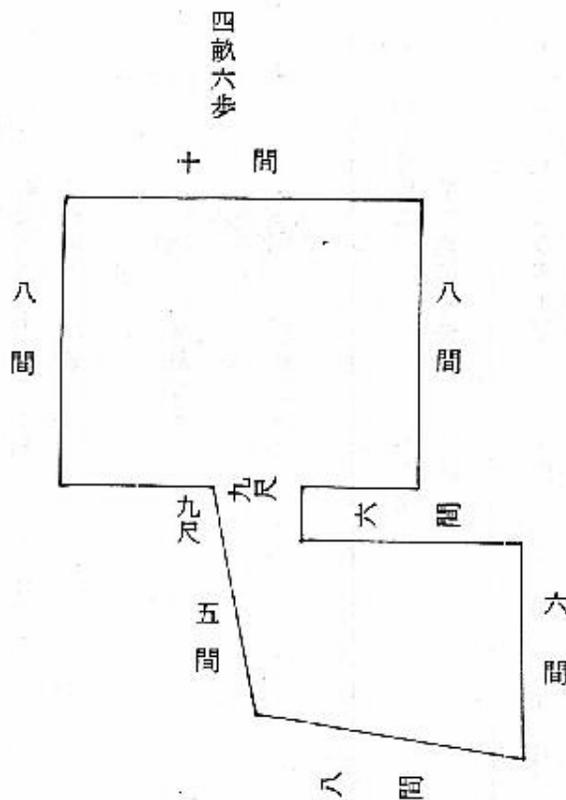
二、越ヶ谷御殿と越ヶ谷宿

ところで越谷の歴史の中で、この耶馬台国の所在探しに似た面白いものがある。それは江戸時代の初期越ヶ谷に存在した『越ヶ

谷御殿』の所在である。徳川実紀によれば

埼玉郡増林村の御難館を越ヶ谷駅にうつされ浜野藤右衛門某に勤音を仰付らる。(この御殿は明暦三年の災後江戸城に移され仮屋に用ひられる)

とあり、家康及び秀忠の民情視察を兼ねた放鷹の際に越ヶ谷御殿がしばしば利用されている。そして明暦三年(一六五七)のいわゆる振袖火事で江戸城が炎上したため、越ヶ谷御殿は江戸城の仮御殿にするため、解体移築され廃されてしまった。この前後の事情を文化年中福井猷貞が著した「越谷町鑑」(1)によると、
一御主殿跡御見捨地



右御主殿ハ慶長九辰年増林村ハ越ケ谷江引ケ申候、然処明曆三酉年江戸大火事ニ而 御城御焼失之節同年仮殿ニ引中候

明曆三ハ宝曆十二年迄百六年ニ相成申候

慶長九辰年ハ宝曆十二年迄百五十七年ニ成

とある。そしてこの四畝六歩の見捨地は文化十一年(一八一四)

二月の「越ケ谷御殿地跡由緒書上」(2)によれば

……元禄八亥年御検地ニ相成候所、右形之通御殿跡御林者除地ニ被仰付其余者上畑……

とあり、御殿跡見捨地には樹木が植えられ御林として残された。

この御殿跡地は現在の「御殿町」一帯がそうであるといわれている。(3)

耶馬台国論争と異なり、歴史的な意義や所在地についてもここまで解明されていけば、これ以上の追求は学問的には無用かもしれない。しかし越ケ谷御殿の象徴とも言うべき見捨地つまり御林はどこに在ったかは是非知りたところである。こういったものこそアマチア郷土史家の活動の場ではないだろうか。事実、当研究会の石塚副会長や山崎・三原の両理事等の詳細な調査があり、ことに当会誌の「越ケ谷御殿仕末記」に詳しく触れられている。これら先賢諸氏の業績のなかから一部抜粋して表一にまとめた。なお、注意すべき点として現在の土地公図には御殿跡(御林)に相当する地形と地積(面積)の場所が見付からないという事実から出発しなければならぬ。

表一 越ケ谷御殿に関する資料(抜粋)

No.	記 事
①	越ケ谷町検地水帳写 元禄十年十二月 御殿御跡 四畝六歩 此 訳
②	越ケ谷町巻 文化年間 御主殿御見捨地 四畝六歩
③-1	田畑其外直段書上帳 (五冊内 巻) 明治六年三月 (池田十馬之助) 字御林跡 十馬之助名所 一 上畑 老畝九卜 此高 地代金 反金 三拾円 森吉右工門へ売渡シ(朱字) 字御林跡 十馬之助名所 一 上畑 拾八卜 同断(朱字) 字御林跡

<p>③-2</p> <p>同</p> <p>〔森 吉右工門〕</p> <p>字御林</p> <p>一 上畑 壹畝九卜</p> <p>此地代 金四円</p> <p>明治十年九月十六日大野伊右工門へ 売渡シ(朱字)</p> <p>一 上畑 拾八歩</p> <p>式畝拾八歩</p> <p>十馬之助名所</p> <p>一 上畑 貳畝拾八卜</p> <p>同断(朱字)</p>	<p>③-3</p> <p>同</p> <p>〔大野伊右工門〕</p> <p>字屋敷裏</p> <p>一 上畑 壹畝九歩</p> <p>此地代 金四円</p> <p>一 上畑 拾八歩</p> <p>式畝拾八歩</p> <p>森吉吉右工門が買地</p>	<p>④</p> <p>田畑番号帳 (式冊之内 老)</p> <p>字町裏御林跡</p> <p>五十三番</p> <p>一 上畑 貳畝拾八歩</p> <p>池田十馬之輔</p> <p>年不明</p>
---	---	---

<p>⑤</p> <p>田畑其外反別取調一筆限帳 明治九年十月二十八日</p> <p>四千四百九拾貳番</p> <p>一 横縦 拾間九歩 畑貳畝拾五歩 内田庄兵衛</p> <p>六間九歩五厘 (松本利兵工↓池田十馬之輔↓佐藤徳兵工)</p> <p>四千四百九拾壹番</p> <p>一 横縦 八間 畑貳拾六歩 内田庄兵衛</p> <p>三間三分 (松本利兵工↓池田十馬之輔↓佐藤徳兵工)</p> <p>四千四百九拾三番</p> <p>一 横縦 六間七分 畑壹畝八歩 内田庄兵衛</p> <p>五間七分五厘 (松本利兵工↓池田十馬之輔↓佐藤徳兵工)</p> <p>字町裏御林跡</p> <p>一 上畑 拾八歩 池田十馬之輔</p> <p>五十七番</p> <p>一 上畑 壹畝九歩 同 人</p>	<p>⑥</p> <p>地 価 帳</p> <p>四千四百九拾貳番</p> <p>一 畑 貳畝拾五歩 内田庄兵衛</p> <p>四千四百九拾壹番</p> <p>一 畑 廿六歩 内田庄兵衛</p> <p>四千四百九拾参番</p> <p>一 畑 壹畝八歩 内田庄兵衛</p> <p>明治十一年十二月二十八日</p>
--	---

注 1. (5)及び(6)は④の地積に近い地番を抜き出したもの。

2. ④は重要な位置を占めると思われるが残念ながら年代が不明である。ただし④の台帳の末尾には、戸長、副戸長の名称があるので、少なくとも明治五年以降の作成であり、下限は、他の事実(4)からみて、明治九年十月以前のもと思われる。

3. 地代金の表示は省略したものである。

4. ⑤で、四、四九二番他二筆の所有者は内田庄兵衛となっているが、付せんがあり()内のように所有者が変っている。

この内③以後の史料は明治の地租改正の時に作られた各種の土地台帳であろう。④の土地表示方法は、土地一筆毎に順に番号を付していく近代的な土地表示をとっており、神明社(市神社)を一番地と定め、以下東側の町並を順に本町・中町・新町と続き、西側に移って今度は逆に新町・中町・本町と大沢橋の方に戻ってくる方式である。

⑤及び⑥の地番の付け方もほぼ④の方式に做っているとされるが、これらにはもっと広い地域から番号を付したらしく、神明社が一番地でなく、四、五三九番地となっており、これは現在の地番と同一である。

また③で御殿跡地の表示をみると、所有者が変るに従って、御林跡↓御林↓町裏と一定の傾向を持って変化しており注目される。

これらから、御殿跡の位置は、④の史料まで、つまり明治五年から八年までは、御林跡とされ、五三番・五四番・五七番の地番が付され、確実に確認できる。しかし⑤以降になると御林跡というような地番表示は行なわれなくなり、前述のように地番の付け方も変わってしまい、④の五三番地他の二筆が⑤の何番地に相当するかが判らなくなってしまう。

それでは御林跡地三筆と同じ面積の土地を⑤の中から見付け出せば良いわけである。しかし残念ながら全く同じものは無かった。そこで一応表一に掲示したように、⑤及び⑥の四、四九二番地他の二筆は御林跡と面積がほぼ等しく、しかもまとまって登記されていることからかなり有力ではある。しかし問題が無いわけではない。それは、四、四九二番地他二筆の所有者の変遷に着目すると、③と⑤とは異っていること。さらに、次に示すように、同一地の面積について④と⑤とを比較すると意外にも全く異なり、しかも一定の比率を以って増減しているというようではなく全くバラバラに変化しており、面積の比較だけは不十分と考えられる。

④ 田畑番号帳

⑤ 一筆限帳

一番	公有地	壹畝拾五歩	四、五三九番	神明社境内除地
二番	神田基内屋敷	六畝三歩	四、五四〇番	神田基内八歩宅地
五五七番	池田弥右工門屋敷	四畝四歩	四、七〇七番	池田弥右工門宅地
四八番	稻荷除地	畑式拾八歩	四、五三八番	稻荷境内宅地

④では御林跡は五三番地、稻荷社(市神社)の裏手に在った。が四八番地である。敢て越ヶ谷御殿(御林)の位置を推定すれば稻荷社から東へ南に四〇六坪程隔った所。かつての元御殿跡になる。

もちろん御殿跡地の探追は、これら土地台帳類だけでなく、現

在残された地名・道路・水路等の調査その他越ヶ谷御殿が造営された当時の時代背景等総合的な調査をしなければならぬことは言ひまでもないことである。しかし地租改正当時の土地公図一枚が有れば多くの疑問は氷解するだろう。

このように江戸期から明治期へ移行する際の御殿跡地を探索し現在のどこに所在したかを比定する努力はもっと大きな括りとなり、越ヶ谷宿全体へと発展する筈である。

この度足立区役所より「旧日光道中千住宿家並変遷図」という大変ユニークなものが折本形式で発行されたのを知った。まえがきによると「『もう十年も早かったら、まだまだ知っている者がいたのに』とは調査員になられた方々の声でした。」とある。このような困難があったものの足立区では文化財調査員はじめ各町会よりの調査員、その他多勢の協力と努力により立派な家並変遷図を完成した。しかしそれでも明治期までしか遡ることはできず江戸時代までは無理であったとのことである。

幸いにも越ヶ谷には「瓜の蔓」や「大沢猫の爪」という江戸時代の立派な地誌が残されている。この中には元禄の頃と文化頃の越ヶ谷や大沢の家並図が描かれている。史学的にも価値のある越ヶ谷宿家並変遷図が出来ないものかと考えている。

三、越ヶ谷市内の一里塚

かつての越ヶ谷宿は、日光道中第三次の宿場であったことは良く知られている。街道の施設として代表的なものに一里塚があるが、この一里塚は街道筋一里毎に道路の両側（または片側のみ）に五間四方の塚を築き塚には榎その他の樹木を植えて作られた。

旅する人々の目安となり、また伝馬賃金を定める上で重要な役割をもったものである。しかしこの一里塚は明治以降の近代化の過程で道路の拡幅等により大部分が取壊され、現在越ヶ谷市近辺で見られるのは岩槻市相野原（日光御成道）や大宮市藤子（同街道）に保存されている一里塚くらいのものである。

越ヶ谷市内の日光道中には、蒲生村と下間久里村に一里塚があった。（5）しかし、現在その正確な所在地は不明である。それでもその遺構が発見される可能性のある場所はある。それは旧日光街道沿いで昔とあまり地形の変わっていない所である。例えば元禄期の道中記である「結城使行」には、現在の蒲生愛宕町付近を描写して、

この川（綾瀬川）を越すと道の左（綾瀬川）も右（旧出羽堀）も川であり流れ悠々として興味の深いところである。だが右の方の溝川の上に家が建てられているのはあぶないようである。にかかると。

とある。現在の川は昔と比べて見るかげもなく汚れてしまい、付近も驚くほど家が増えてしまっている。しかし現在の道筋や川筋は図のとおりであり、この時代とあまり変わっていないようである。

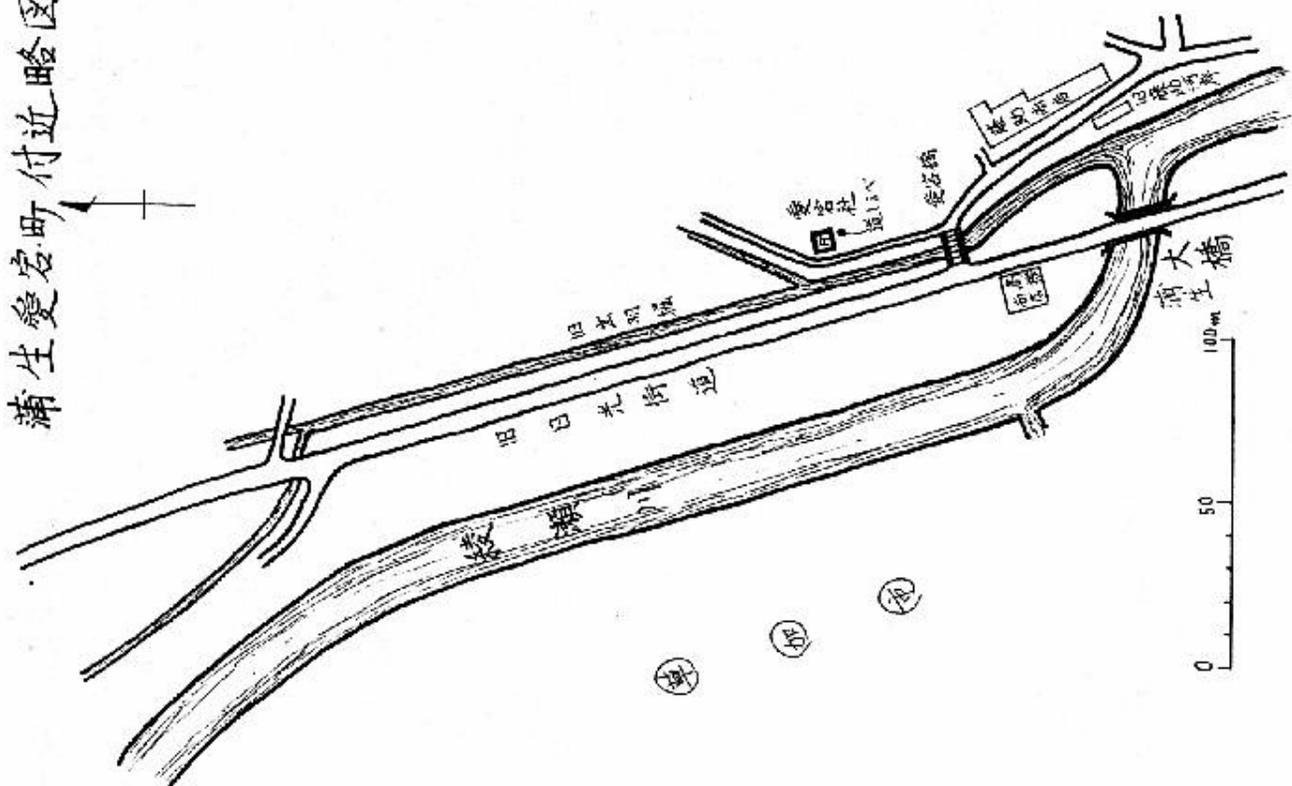
さらに新篇武蔵風土記稿によれば蒲生村の項には

小字 下茶屋 ココに一里塚アリ、塚上ニ杉樹ヲ植ヘ傍ニ愛

宕社アリ

とある。ところで図で判るように、旧日光街道から東に折れて旧出羽堀に掛る小橋があり、現在愛宕橋となっている。しかし土地の人の話によると、この小橋はかつては「一里山橋」と呼ば

蒲生愛宕町付近略図



れた。それは現在の愛宕社の所に昔は一里山があったのでその名前が付けられたことである。この一里山は昔偉い坊さんが街道の一里毎に山を築いたもので、以前この愛宕社の傍には確かに道しるべが有ったが旧出羽堀の改修の時に失われたことである。

なる程旧出羽堀を前にして、小高い丘の上には小さな愛宕社が祀られ、この小社の囲りにはクヤキの大木が数本生繁り、小社に通じる細い参道沿いには石地蔵その他の石塔が数基建ち並んでいる。これらの中には「此が八條へ寄り、流山へ二里」の道しるべを兼ねた高さ一・三m程の『成田山』の文字を刻んだ石塔もあった。

風土記通りの愛宕社と傍らの道しるべ、昔とほとんど変わっていない川筋や道筋、さらに土地に残る言い伝えといい、この小高い丘こそが、かつての一里塚の遺跡であろう。

一方、下間久里にあったと言われる一里塚の所在は今のところ不明である。しかし蒲生から下間久里までは一里にしては少し距離があり過ぎる、距離的には越ヶ谷宿の町並付近が丁度一里になるのだが。

いずれにしても確定的なものは一里塚を明記した地図である。江戸時代幕命により道中奉行が文化三年（一八〇六）に完成した「五海道其外分間見取延絵図」というものがある。これは街道筋の寺社・橋梁・一里塚はいりまでもなく、各宿の本陣・問屋・全体の屋並・高札場・祠さらに宿や村の境界点に到るまで精細を極め、しかも距離や方位は驚異的な正確さを持った絵図である。

この延絵図の現物展示が一昨年より、上野の国立博物館で年一

回づつ行なわれている。一昨年は東海道が、昨年は中山道が展示された。本年秋には日光道中の展示が予定されているとのことである。しかしこの延絵図は天地六〇cm、長さは数十mにも及び、もちろん街道の全ての展示は不可能であり、その一部分の地域のみでの展示となる。例年、街道の最初から二、三宿までは展示されるので越ヶ谷宿は展示されると思うが、果して愛宕橋付近に一里塚があるかとともに気掛りなことである。

四、おわりに

先の分間延絵図や江戸の町の切絵図にしても、江戸時代にはずい分立派な地図が作られ、地図の重要性は今も昔も変わらないようである。

しかし社会の変化によって地図はどんどん時代遅れとなる宿命を持っており、たいていは新版が発刊される度に旧版の地図は捨て去られてしまう。しかしそれだけに旧版の地図は史料的に大変貴重なものと言える。

移り変わる社会の中で地図には多くの歴史が秘められているといえるだろう。

- (1) 越谷市史 史料編(一)
- (2) 越谷市史 史料編(二)
- (3) 越谷市史 史料編(三)その他
- (4) 作成時期が不詳である④の田畑番号帳に所有者の一人

として記載されている岩松玄迪は、実は明治八年四月十日に隠居し家督を長男泰庵に譲っている。一方明治

九年十月に作成された⑤では、所有者名は岩松泰庵に替っている。このことから、⑤よりも④が古く、当然

④は明治九月十月以前に作成されたと考えられる。

(5) 埼玉大百科事典 埼玉新聞社

二郷半領十二ヶ村 駕籠訴日記について

中村 忠 夫

はじめに

本稿は筆者が、郷土研究会史跡めぐりの資料を取材中に、吉川町の旧家戸張(清)家より見出した「文政五年四月 百姓相統願御駕籠訴一件扣」と表記された書類の内容を紹介するもので、表題の如く、文政年間に二郷半領の農民が、時の代官吉岡次郎右衛門の苛政に反抗して、老中水野出羽守に対して、当時禁止されていた「越訴」(直訴ともいう)を行った際の始末を記したものである。この越訴に対して、水野出羽守及び勘定奉行遠山左衛門尉景晋(金四郎景元の父)の処断は誠に公正であったことがよく判る。

越訴は結局差戻され、改めて定法通り所轄代官所に願書を差出したが、その後の結果についてはこの書類だけでははっきりしない。しかし吉岡次郎右衛門が更迭されたあとであり、おそらく農民の悲願は聴届けられたことと思われる。

紙数の都合で「一件扣」の原文の掲載は省いたが、その表題、二郷半領十二ヶ村の当時の村名、駕籠訴日記の日程、当時の時刻

等については末尾に添付した資料を参照されたい。

(一) 二郷半の位置と近世

表題にある、二郷半領とはご存じの事と思うが、現在の埼玉県吉川町の一部と、三郷市の北側の一部の地区で、いずれも中川（旧古利根川）の東に沿った地域で、埼玉県の南部に位置する沖積平地で、東側に大場川、さらに東には江戸川がある。なお、この十二ヶ村は中川と大場川の間地域である。（資料1）二郷半領の名の由来は、埼玉県吉川町、三輪野江の定勝寺鐘銘に、「当郷此辺もと吉川、彦成の二郷にて、諸村この中に属せり、されど彦成以南の地は一郷と称するに足らざるをもって、下半郷云いし故、夫を合せて二郷半と称すと云う」と刻まれており有名である。

この地の近世を歴史上から見ると、天正十八年（一五九〇）徳川家康の関東入国後、それ以前の支配者は淘汰され徳川幕府の直轄地（天領）となり代官支配のもとにおかれた。幕府は度重なる検地を行ない、有力土豪や、有力寺社の私有地を解放し、実際の耕作農民に土地を与え、年貢の負担者に位置づけ、同地に農民の結合である行政村々を構成させた。また村々に、年貢の一括納入の責任を持たせるとともに、生産、治安、娯楽等、生活共同体の組織単位とした。そこで、一村が大家族の様に運営されていた。

(二) 駕籠訴事件の起きた時代背景と原因

つぎに、この駕籠訴事件の起きた時代背景を見ると、我が国はつぎの如く、内外共に実に多事多難な時代であった。

寛政十二年（一八〇〇）豊後に専売反対一揆

享和二年（一八〇二）諸国洪水、江戸大洪水

享和三年（一八〇三）アメリカ船長崎来航、通商を要求、幕府

拒否

文化 一年（一八〇四）ロシア使節長崎来航、通商を要求、翌年

幕府拒否

文化 二年（一八〇五）関東取締役の設置

文化 三年（一八〇六）江戸丙寅の大火

文化 五年（一八〇八）江戸湾に砲台築造

文化 八年（一八一二）豊前、豊後に専売反対、運上軽減を要求

して一揆

文化 九年（一八一三）浪人取締令

文化十三年（一八一六）イギリス船琉球来航、通商要求。畿内、

東海道風雨洪水。江戸市中に暴利取締令

文政 一年（一八一八）幕府鎌倉で大砲試射。真文二分判金を新

鑄。水野忠成老中となる

文政 二年（一八一九）草文一文判金を新鑄

文政 四年（一八二一）畿内、東海大風水害

文政 五年（一八二二）西国にコレラ流行

徳川幕府は内外共に多事多難のため、財政再建の一環として、貨幣を吹き替えたり、年貢の率を上げて、厳しい取り立てを行ったりしたが、そのため、一方では代官の行き過ぎや、不正事件が起きて来た。このため幕府はこの事件の起きる前の年に当る文政四年（一八二二）に、代官手代の不正戒め令を出している程である。

一方二郷半領は、この時代の距離感からいっても江戸に比較的近い関係上、江戸での出来事等は数日の間に伝ったであろうし、

政治の向流行等も、旅人、商人の口から早い期間に伝わっていたものと思われる。

農民達の生活は、幕府の財政再建の波をまともに受け、年貢の増加、諸物価の値上りに加え、年毎の様に訪れる、洪水や早りのため、非常に苦しい生活を余儀なくされ、希望のない日を送っていた様で、かなりの数の小作人達が退転して行ったものと思われる。

次にこの事件の起きた原因を調べて見ると、先記の様に二郷半領においても、不当な年貢を農民に課し、凶作年であっても代官吉岡次郎右衛門等は実状を無視し、減免するどころか高率の年貢を課し続けていた。

一方、二郷半領の名主、年寄達は、折々協議の上、この様な苛酷な代官支配から脱け出す方法と機会を、苦難に耐えながら相当以前から窺^{うかが}っていたであろう事は、想像に難くない。本稿の十二ヶ村の名主、年寄の総代となる、五郎左衛門家と齊兵衛家は新編武蔵風土記稿（巻之三十一 葛飾郡十二 八八五）にあるような旧家であると共に、系図を見るとどちらを本家と云っても差し支えない程濃密な家系であることから、両者の考え方はピッタリ一致していたであろうし、他の村々の名主、年寄達も、平将門系の名門である両家を尊敬し、その指示に心から従ったであろうと考える。

文政四年になると、享保年中（一八〇一—一八〇三）は、一反当り、米二斗二升であった年貢が遂に、米六斗五升（小作地は一石）となり、余りの事に我慢を重ねていた農民達の代表が、村を救うため死を賭して立上り、代官所、勘定奉行所を越えて直接、

時の老中、水野出羽守に対し、駕籠訴に及んだものである。

（三） 駕籠訴日記のあらまし（註¹）

この事件の日記は、平沼村名主五郎左衛門他二郷半領十二ヶ村の名主、年寄が江戸に出府した、文政五年（一八二二）四月十四日より始まる。（月日は旧暦である）一行は、四月十四日、江戸に出て、神田松永町宿、紀伊国家利八方に宿泊、翌日の十五日、全員で相談の上、願書の内容をまとめた。翌十六日に願書作成した。（一行の中の者が清書したのか、今で言う代書人に書かしたのかは記載していない）十七日に各人の印鑑を揃え、十八日に江戸城の大手門（表門）の下見をし、老中水野出羽守の登城する時間、巡路位置等を確認した。翌十九日午前十時、老中水野出羽守の御駕籠に願書を差し出し訴えて出た。すると警固の侍が飛んで来て、「どなた様へお願するののか」と尋ねられたので「水野出羽守様へお願い申し上げたい願書でご座います」と答えると、願書を受取って城内にご持参になった。私共一同は侍に取押えられ、江戸城の警固役所の下調所に連れて行かれた。ここで、十二ヶ村総代、名主名簿を差し上げ、種々の取調べが終り昼時となると、給仕人付で食事を下された。正午になると御老中様が下城され、私共の身柄は勘定奉行所に引渡されることになり、同日午後一時頃、もう一度城内の役所に呼び出され、「お前達の願い出の仕方、順序をふまぬ違法のものであるので、天領を管轄する勘定奉行所に引渡す」と言い渡され、役人の案内で、御勝手方勘定奉行所に連れてゆかれた。勘定奉行・遠山左衛門尉様よりお呼び出しがあり、お出入宿預けを申し付られ、四月二十日午後二時に奉行

所に出頭する様命ぜられた。

二十日午後一時、奉行所に出頭、やがて遠山左衛門尉様よりお呼び出しあり、「お前達は水野出羽守殿へ、御駕籠訴えをしたと云うが、それはほんとうの事か」申されたので、三名の代表がお答致しますと、「老中への願ひ出は筋違いである。よって願ひ書は差戻し、代官に引渡す」と申されお退座され、願ひ書は御用人様から私共に、投げ返されました。それから飯田町の代官役所に連れてゆかれ、代官大原様のお手代内田殿より、定免願ひを老中に出したいきさつを聴かれた上、改めて当代官所宛に願ひ書を出す様に、またその文面の中に、この度の御駕籠訴の件については誠に申し訳なく、恐縮しているとの事を書き添え、謹慎しておりますのでご了解の上、宜敷くお取り計い願ひます、との請書を差し出す様に申されましたので、明二十一日午前八時までご猶予をお願ひ致しました。

お預宿、亀屋伊兵衛方にて請書を作成し、御訴状の写と共に四月二十一日、代官大原様、川崎様立合御役所宛に差し出しました。その日はお呼出しはありませんでしたが、私共の身柄は郷村役所に引渡され、本所相生町の御役所に呼び出されました。この役所より、この度、前役所へ奉行所、代官所へより身柄を受取っておるが、未だ、取調べが充分でないので、先の役所で申し付けられた通り謹慎しておる様に、と仰せられました。

四月二十一日 雨

四月二十二日 雨

四月二十三日 大雨

四月二十四日 曇 宿 亀屋伊兵衛方

四月二十五日 お呼出し

お白洲に銘々をお呼出しになり、この度、御駕籠訴に及んだいきさつを、詳しく申す様にと仰せられましたので、村々が困窮しているのは、代官吉岡様の治政方針より起った事で、村々が困窮し苦しみ続けており、このままでは百姓を続けて行くことが出来なくなつたいきさつを、申し上げた処、お殿様へ柑本兵五郎には厚い思いやりと、御理解を戴き、お聞き入れ下さいました。それから休憩後、もう一度御役所に出頭致しますと、元締百瀬様よりお調べがあり、当役所へも、今迄やって来た事は誠に申し訳なく恐縮している旨、書面にて差し出す様仰せられ、更に、百姓相続願ひの事は、幾重にもお願ひする様に、とのご理解あるお言葉がありました。

四月二十六日 御請書を役所に差し出す。柑本兵五郎様御役所に御請書を差し上げました処、御役所側で良く判って敷き、真実を書いて次々と願ひ出る様にと申されて、宿お預けをお許し下さいました。

四月二十七日、二十八日、二十九日、五月一日 願書、案文、清書

五月二日 御役所へ願書を差し出す。

五月三日 願書書損カ所を書直す。

五月四日 代官所より、追って御沙汰ある迄の間、取りあえず村に帰っておる様にと申され、重ねて御取調べのある際は、総代の内で心得のある者一名、出頭する様にとの御仁恵あるお言葉により、さっそく五月四日昼頃より仕度しまして、帰村致しました。以上でこの日記は終っている。

この日記を読んで見ると、村々の代表達が手厚い扱いを受けており、最後には全員無罪となったのではないかと思われる。

その理由は、

一、代官吉岡次郎右衛門は各支配地で行過ぎがあり、各地でこの様な問題を引き起してあり、この事件の起る前年の文政四年に二郷半領を去り、(註2) かわって代官大原四郎右衛門と川崎平右衛門の立会預り所となった事を考えると幕府が代官の非を認めていたと思われること。

二、幕府はこの様な事実を知っていた事と、勘定奉行所、代官所内に、日記にある様な農民に理解を示している人々が相当いたと思われること。

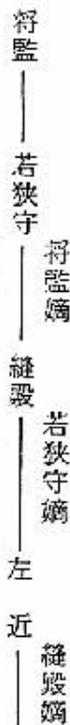
三、この当時幕府は、内政の他、外交関係で難しい問題をかかえてあり、さらに財政難の折、年貢提供者と事をかまえる事は得策でないとの意向があったと思われること。

さらに、二郷半領の農民の指導者として戸張一族を、代官側が評価していたと思われること。

等に拠るが、無罪となったとの記録がないので、何か手廻りになるものはないかと、吉川町の戸張建氏宅を訪れ、系図を見せて戴いた。

戸張姓系図並古文書類書上控写

(上代略)



五郎三郎 — 左近嫡 — 五郎平 — 五郎三郎嫡 — 五郎四郎 — 五郎平嫡

五郎四郎嫡 — 五郎嫡 — 胤茂嫡 — 胤季嫡

胤忠 — 義壽嫡 — 胤忠嫡 — 妾子(竹四郎) — 胤辰

胤辰長男
胤繼 (建)

右の図が戸張家の近世よりの系図であるが、この事件の起きた時代の戸張家の当主を採すと卒年から推して、胤季と云う人と、義壽と云う人に絞られ、文政四年における年令は、胤季六十一才(文政十二年正月一日卒 年六十八、法名 銳寿院清空蘭翁居士)義壽三十二才(嘉永三年八月八日卒 年六十 法名 貞珠院快応栄範居士)と記されていた。そこで戸張氏と種々話し合った結果一、当時では男の三十二才と云えば働き盛りであること。
二、六十一才と云うと当時では隠居の年ではないかと考えられること。

三、法名の中に、快応栄範居士とある事は、詳しく調べたわけではないが、事件と関係がある様に思えること。

以上の三点についてさらに、吉川町延命寺の(戸張家の菩提寺)津島住職に意見を求めた処、その様を解釈で宜しいのでないか、

との事であったので、この件については、全員無罪となったと断定して良いと思われる。

つきに系図に書込まれている家譜によると、この事件の起きた後年この義壽は、徳川家執行の諸行事にそれぞれの役を仰せつかっていた。すなわちその家譜には

義壽

徳川十一代家齊將軍卒年 天保十二年二月十日 上野寛永寺法事中 賄方下役申付ラル

次に

十二代家慶將軍 天保十四年日光社参ニ付 岩槻城御宿ニ於テ賄下下役申付ラル

次に

十二代同公小金原 鹿狩ニ付 嘉永二年二月 御場所大世話方申付ラル

と記されている。

以上の事から、この一件に参加した義壽は当時健在であったことが知れる。すなわち二郷半領のうち十二ヶ村の村役人が決行した老中水野出羽守への駕籠訴一件は不問に付され、勘定奉行遠山左衛門尉に下げ渡されたが、左衛門尉は直訴は筋違いである旨を諭して願書を村役人に差戻した。つまりこの直訴一件に関してはお咎めはなかったとみてよいであろう。

(四) 書き改めて提出した訴状(註³)

乍恐以書附御懇訴奉申上候(以下解釈文)

武州葛飾郡十二カ村の総代、保村年寄次助、平沼村名主五郎左

衛門、吉川村年寄齊兵衛一同申し上げます。当村々の事は元來生活が非常に苦しいところでありますが、先年より御定免(一定期間内定額の年貢)でございましたが、先の御代官吉岡次郎右衛門様お支配中、御趣意により御検見取(現地を調査し其の年の年貢高を決める徴税法)とすると仰せ付けられました。

それ以来ますます年貢が増えて生活の苦しさがより一層募り、苦難は極限に達して居ります。そこで今回からは、お助けとして御定免に仰せつけられるより切に願ひ上げます。つきましては恐れながら私共の困窮状態を左に申し上げます。

一、二郷半領の儀は全体に土地が低く、古利根川と江戸川の間挟まれ、大雨のときなどは一晩で洪水となる悪い場所です。とくに私共の村々は、利根川堤沿いを字本田と申し、江戸川堤沿いの村々を字新田と呼んでおります。

右の新田、本田村の間に大場川と申します悪水を落す堀があります。先年までは江戸川へ悪水を排水しておりましたが、天明年中(一七八一〜一七八八)浅間山噴火以来焼砂おびただしく押し入り、川床が高くなり水の落し様がなくなりました。

このため寛政年間(一七八九〜一八〇〇)に、大場川を古利根川の方へ新らしく掘り割りなど排水堀の模様替えを仰せつけましたが、低地のことゆえ難かしく一回困っております。

一、当村々は古利根川堤沿いにあたり百姓民家はそこに集って住んでおり、村境まで南北おおよそ二丁位から三〜四丁(〇、二Km)〇、三Km)位迄であります。田畑の方は住居から離れ、耕地に高低がありまして東の方へおおよそ道のり二十五〜七丁もある遠い耕地です。一方住居に近い田の方は高地で地味の肥えた良い場

所は一、二割位あります。この場所へ用水堀を掘って、野末まで用水を引き入れておりましたが、宇保年中（一七一六—一七三六）はこの堀筋が切り広げられて葛西用水となりましたが、松伏領へは松伏村溜井より分水さし、年々苗代の時期より土用過ぎまで数日水を流しますので私共村々へ洩れ水溢れ水が夥しく耕地の低い所へ流れて来ます。そこで水を落せない田の方は、植付をしても水腐、あるいは植付の時期が遅れる様になるので、除草も自づと行き届かず、用水を切広げて以来、特に土地の質が悪くなり稲作の出来が悪くなりましたので、多くの肥料を施しましても収穫が少なくなりやつのことで稲作を続けております。

一、当村々の儀は、御繩打詰の場所（厳しい検地が行なわれた土地）なので一分の累地（余分の土地）もなく、田の方は一毛作だけで、畑作はやつと田の、一、二割程度しかありませんので、百姓達が喰べる飯米まで、不足致しましたので、田の方の作徳（年貢を納めた後、飯米、経費等に充てる米）にて雑穀を買入れ露命をつないでおる村々でございます。

一、両方の川筋が満水致しました時は泥水を落す方法もなく其の上、葛西用水の溢れ水が多く、更に又、松伏領境、字五百間、字七十間の境より同領の泥水が越えて入り、私共村々の耕地へ溢れて溜まりますので稲の除草等を精を出しても、稲を刈取る時期になりますと、冠水又は稲が倒れて萌芽等となります。したがって思いの外収穫量が少なく、収摺致しましても実際に穫れる米の量が少なく、その上、米の質の悪いものが多くお年貢米に差支える年が度々でございます。特に前に申し上げました通り下流に住居致しておりますので大小の百姓共は、春から田うない、苗代起

こし、植付け、除草等に至る迄朝早くから日が暮れる迄、少しの休む暇もなく働き続け無事に過ごしましても、一夜で洪水となります場所ですので、稲を刈り取り獲り入れが済むまでは昼も夜も安心出来ません。此の事は、他領には無い困難と気苦労の多い場所でありますので特別の御仁恵（広いお恵み……安い年貢にしてもらっている意）を賜わり数代に渡って百姓を相続けさせて戴いております土地でございます。

一、村々は遠野（耕作地が遠い土地柄）ですので朝住居を出て日暮に帰る迄に時間が掛りますので、手入が行き届きませんで、自然とお田畑の耕作を続けて行くことが、人手不足のため出来なくなり、仕方なく、他郷の村々へお願いして耕作をしてもらっております。そのため前々からの耕作条件を特別配慮して耕作させております。なお休耕の田の所は地主が見て廻り、植付け面積から差引いてやつても小作人達は、肥し代並びに、手間代を差引き小作米不足のまま納めます。その上に、劣等米ばかり多く持って参りますが、地主達は止むを得ず受け取っておき、御年貢米を選分致しますと、相当減米が出来、荒米（青米）小米（砕け米）の他、作徳は無く、種々の役務、種々の出費にも支障をきたしています。このような始末ですので非常に困っておりますが、此の儘にしておきましては人手不足のため、お田地が荒れ果てるのは必定で、助けかわしい次第であります。一方、小作をしてもらうため、そのままにしております。一般に地主たちの土地は人手不足で、もてあます様になり、屋敷廻りの良い田畑は村の小作人達が作付を引き受け、小作を致しております。前は男一人に付、およそ五反歩耕作しておりましたものを、三反歩分にて引き受

け、五反分の肥料を入れまして特別良く手入して作りましても、小作米は前々からの耕地の作付分しか納めません。その上、小作人が耕作をきらう遠野や悪い土地は、地主達がそれぞれ作付けを致しますので、多くの肥料や手間を掛けても実収が少なく、土地を多く持っている百姓たちも、奉公人の給料、肥料代、種々の役務、種々の出費を差引くと金が足らなくなり、一回困り苦しんでおります。

一、私共の村々は前々から御定免にさせて戴いておりましたが、年によつては大変な凶作で、御定免通り年貢を納めることが出来兼ねます際は、破免(定免の破棄)の御検見をお願い申し上げておりますが、御代官様が御見分なされましても、住居に近い高場の田の方を御坪刈なされ、後で遠方の悪い場所の田を御覧なされても、先きの高場を標準として高い年貢率となされ、三割以上の損耗は不当であると仰せられ、破免の根拠がないと仰せられますので、仕方なくお受け致した。そのために、三割以下より一割二割位、作付損の悪い場所の地主達は、年々御年貢を立て替えて納め、そればかりでなく、他領の者が作付した分も、それぞれ引取らせる次第にて、誠に困り果て、土地を多く持った百姓達が立直る事が出来なく、歎かわしく存じます。

先の小作人達も、少し作付を減らし小作致し、農業の外に紙すき、或いは、職人、商人等になり、種々の仕事をして暮しておりますが、高持百姓達はその様な仕事も出来ず、御田地の耕作を引き統いてする事だけを丹精こめて致しておりますが、近頃特に、高い税率になりましたので百姓株(土地持の百姓)を持ってゐる者の方が、かえつて田畑を持たない百姓にも劣る様になり、衰え

弱つてゆく様を見るにつけ、ほんとうに歎げかわしく困り果て、おります。

一、御年貢の儀は、享保年中迄は、田の方は反当り平均、米二斗一升二升より、二斗三升四升までの御配慮を戴いておりました。迺が御定免御切替毎に増米(増税)を仰せ付られ、年貢が段々と高くなりましたが、百姓達一同の者は、丹精を込めて、やつとお田地の耕作を續けて参りました。文化八年末年(一八一二)御代官吉岡次郎右衛門様ご支配になり、同年先きの村々の田の方は非常な不作となり、このため破免の御検見をお願い申し上げます所、お聞届けの上、お検見取り下されました。その内二ヶ村はお検見して戴きましたが、残りの村々は三割以上の損耗(破免の条件)の条件に当たらないと申されましたので歎かわしく思い、歎きの訴えを致しましたがお聞き入れ下さらず、年貢の率は前に申し渡した通りの率である、と仰せ付られ、非常に困り果て、おりました。翌申年(文化九年、一八一三)は、江戸川筋が満水となり、とうとう東葛西領境の堤防が半分切れ、二郷半領中が泥水でつかつてしまいましたので、御見分の上、村々に人足達を差向けて下さいましたが、毎年年貢は増加されます有様で、減免しては戴けず、その上、一向に凶作時の手当米が支給されませんので小作人達は当村に参り、乞食などをしてやつと暮しを續けておりました。その翌々年(文化十一年、一八一四)村々の御定免(年貢の率)切替えとなり、お呼出しがあり、仰せられますには「村々の定免切替期が参ったので、「上田、中田、下田、下下田を平均して反当り、五斗五升取りにて、年貢の率にすると願ひ出る様に」と申し渡されましたので、村々の者はびっくり致しまし

て、前に決められた年貢の率でも、やっこのことで、納めている様な村々です。種々と歎きの訴えを申し上げておりました。御検見取（現地を調べ年貢を算定）を願ひ出る様に、と仰せ付られましたので致し方なく破免（定免の破棄のこと）を願ひし、御検見扱いになりました。その後も、村々の定免切替の度毎に、前に申し上げた様な次第なので、年貢の率をお引受することが出来ず、二郷半額全部が御検見取扱いになりましたが、その度毎に年貢を増すと仰せ出され、ほんとうに難儀致しました。

一、吉岡次郎右衛門様が御支配になった文化九申年（一八一二）には、畑の方も御見分になり、殿録（代官）が村を廻られて、下の畑は下の畑（一格上の田）同様の年貢率に引き上げると仰せ付けられました。下々の畑は、土の質が荒れ砂で作付け致しませんが、風害や早でのため、麦も作れませんでした。やっど、からし菜等を植えて育てても、肥料代にも足りない土地へ、下畑と同じ様な年貢の率を仰せ付けられましたので、この様な事は全く理由なきお取扱ではないかと、一同が歎いておる次第であります。

一、当領（二郷半額）は、一夜で洪水となる場です。三回御検見をお願いしております。その時々御検見をお願いし、村別に田を調べまして、三合毛（坪当り三合）、二合毛、一合毛と格付し、その他作付の出来ない土地、泥水等により腐って何も採れない土地等を調べ、御案内の帳簿を差し出しました。御巡視の上、格付を決める際は、出来の良い田で、一反の田の中でも充分に稲の出来の良い、ごく一部の場所を見付けられてお評判りをなされますので、役所で形式的に収獲量を決めて

も、実際に稲を刈取って計って見ますと、思ったより少ない数量しか収獲がありません。そればかりでなく、収獲皆無の田をど宛になられて、利害を良く考える様に、と仰せられ、「僅か二、三勺であっても作付しているのに、それを報告しないのは不届き至極であるから作付帳簿の数量を修正する様に」と、申し渡されて作付出来ない荒地の分も作付した様にして御案内帳（作付明細帳簿）を差し上げましたが、江戸にお帰り後、更に格上の田に修正の上、出来高も平均の率とし取扱うと仰せられますので、一段と年貢の率が増加致しました。

一、当村々の高持百姓達（大百姓）の事は、御年貢米が追い追いつき高税となり、小作米は前に申し上げました通りです。小作米と、自作米の中から良米を撰んで年貢米とし、諸役の儀は三役、諸国役、（幕府の試役）諸納入用等の費用の他、大豆、三餅代、更に、川俣井筋、深井新川、江戸川、古利根川堤等の定められた普請の場所、その外大場川、古利根川の三回の藻刈作業等と、いづれも遠い場所での使役です。人夫賃を支払い勤めております。その他、日光街道並びに、水戸街道筋の助郷人馬の費用も遠い場所の為、前と同じく賃金を支払い勤めております。更に当領内に泥水流入の処理、新堀の欠潰地の修理分を、御年貢とは別に、割当金として村の予算より納入し、種々の修理工事の費用は総べて組合を作り、自分達で費用を出し合って行なっております。御鷹匠方の御用宿や、御休息所、御宿泊の際の同行人夫の費用の他、多くの費用が掛り、その他、御用状、御用荷物の次ぎ宿送り、次ぎ宿へのお触れ継ぎ、名主、年寄、百姓代、雑用係等の給料手当、村役人の江戸出張旅費、評議の際の会議費用等が非常

に多く掛りますが、百姓達は作徳が少しも無いので、家族の生活が非常に苦しくなっております。しかも近年、この様な高い年貢の為、種々の役向きの費用も不足する様になりました、遂に各人が一枚ずつ着物を脱いで、農器具と一緒に質入をし、更に、家の廻りの竹や木を切つて売り、金に替える等してどうにか今日迄露命をつないで参りました次第です。それで前借金は勿論のこと、御役所よりお預り致しております金までお借りする者達が多くなっておりますが、この公金をお返しする事が出来ないのは勿論のこと、利子を納める事も出来なくなり、此れ以上に困り果てております。

一、去る辰年（文政三年、一八二〇）御検見の時は、早稲の方の稲は作付が少なかったので上作なみの年貢率にてお引受け致し坪刈をお願い致しました処、お聞入れ下されました。その後中稲を御検見になり御代官様村々を巡られて御坪刈なされましたが御法無之（ほうむな）米の検査をしないで仰せられますには、「村々の作付に不同があるので追って晩稲と一緒に検見をする」と御理解ある仰せがありましたので、九月下旬になって中稲、晩稲と一緒に御検見願いを致しました。そうしている中に、十月上旬、大風雨が降り、耕地が一面水を湛え、稲が水を冠り昼夜一生懸命に稲を刈り取りましたが、大きな田の分が特に水の中にあるので仲々涉どらず、萌腐れ致しました。其のまゝにして置きましたは、お年貢米にも差し支え、申し訳ない事になりますので、其の際御検分をお願い申しました処、御代官様直々に仰せられますには、「もう検見は既に済んでおるのだからどんなに駄いても仕方のない事だ。其れより百姓を続けるための方法でも考えて、年貢を皆済す

る様に」と仰せられますのでほんとうに困り果てましたが、仕方なく仰せの通り各人が凶作の手当米等を撰び集めました。しかし御年貢米の不足する所もありますので劣等米での納入をお許し戴いて、御蔵納めさせて下さる様お願い致しました処、御聞入れ下されやうと十二月二十七日までに全部、御蔵納めを済ませた様な次第で、借入金をお返しする事も差し支える程困っております。

一、去る巳年（文政四年、一八二一）は大原四郎右衛門様、川崎平右衛門様立合分御預所となりました。この年は今迄にないひどい早りのため、初春から百姓達が一生懸命に手入していた耕地は勿論、苗代の季節になりますと、悪水用の堀にある僅かの水を汲み揚げ田の用水にするのが、やうとの事でした。田植時になりますと、とうとう葛西用水の堰を開け流す様になりましたが、遠い所の田までは水が行き渡りませんで皆んな安心出来ませんでした。御領内御掛、御普請役の方が村々の状況を調査され、この用水路にあります用水引込坑（へいり、小水門）の扉を封印（使用を禁止すること）されました。その上、毎日この村役人達が見廻って封印の箇所を調べますので漏れ水などを、やうとのことで、水車にて日夜汲み揚げておりましたので、人夫賃が大変に掛りました。四月中旬より植付を始め、六月十日頃まで植付作業をしておりましたので大変に植付の季節が時期はずれとなり、米の質が悪く困り果てました。

一、去る巳年（文政四年、一八二一）は苗の植付当時は成育も良く豊作と見られたので皆んな喜んで、肥料等も多く使い草取り等も朝晩気を付けて一生懸命にやっておりましたが、八月中旬より折々大雨がありましたので土質が悪くなり、稲が稔るにつれて

段々稲が倒れる様になりました。水につかった分は蒨腐れ（稲が完熟しない内に冠水の為、立ち腐れとなること）または、残った稲は育立のまま稔らず、その外水の管理も行届かなくなりました。場所によっては鹿（作物が生い繁らず、まばらに生えること）が出来て、御検見を願ひ出しました処、大原四郎右衛門様御一手（代官大原系の役人のみ）にて御廻村なされました。そのとき私共で調査した作付皆無の帳簿を差し上げました処、帳簿をご覧の上、御自分の利害を考えて、作付は普通の通りに仕立てると仰せられ年貢の率は平均、米五斗二升と三升、若しくは、六斗四升と五升まで特別高い年貢の率を仰せ付けられました。小作地に作付した分は平均七斗或いは九斗と一石位までとなりました。自分達は作付したお田を耕作しておりますが、苗代の時節より多くの肥料を使って育て、特に人手の足りないご時世なので農作業をする奉公人が少く、給金の方も男一人に付金五両一分と二分（年給）、女一人に付金三両二分と三分位で雇いましたが、この者達は一人前の者でも田畑五反歩位しか耕作が出来ません。

一、去る巳年（文政四年、一八二一）の御廻米のことは、前に申し上げました通り、青米等の未熟米が多いので御廻米に差し支え、撰出しに非常に難儀いたしましたので、各人が置米（幕府の蔵に米を仮置させてもらうこと）させて戴く様お願いしました。その後、撰別の行き届かない分は、劣等米で蔵納めすることを願ひ出しましたが、村々から二石位より五と六石まで、厩米よりの納入を認めると仰せられました。一劣等米による蔵納願ひの件は承諾した訳けではないと仰せられ、一同当惑いたしました。仕方なく今年出来た米の中から撰び出した分を、組合村々一同で九

百五十五俵、御廻米致しました。処が御蔵方では、この様な米は受取れぬ故、全部返すと仰せ付けられたので軟かわしく存じますと申し上げますと、格別の御慈悲により上、中、下三種類に撰び分け、上米の分を三百三十二俵御蔵納を済ましました。残り分は空き御蔵を拝借し仮置きさせて戴いておる次第です。とても残米の分は御蔵納め出来ない様になり、この上もなく難儀致しました。それで又々劣等米での納入をお願い致しました。閣正月の下旬になって願の通りご承諾の旨仰せ渡されました。しかし多くの減米分を立て替えて納めましたので、仲々一度に御蔵納めが出来なくて、日延べとなりました。その為御役所が騒ぎ立て御役人が出て来て催促のため居すわりとなりましたので、自分達の食用米等の中から撰んだり、又は買入れたり致しまして、ようやく当四月中旬迄に御蔵納致しました様な次第で、一同此の上もなく困窮し難儀を極めております。

一、毎年御検見取仰せ付られておりますので、一晚で洪水となる様な土地柄でも、御検見の前は鎌留め（刈り取り禁止）となっておりますので、適当な時機に刈り取ることもできません。そのうち少しばかりの雨でも低地はことごとく水中に没し、蒨腐致しまして、たとえ急に水が引き乾きましても一度水を冠った稲は水を含みますので碎け米となり、御年貢米にはなりません。止むを得ず多くの出費をして、米を買納めるなどしており特に、御検見の折など村中の人々が寄合や下見を行ない、又、御廻村の折御法所まで出掛けて行き、数日を要しますので、近年は自然と刈り揚げ、収納が非常に遅れ、その為御蔵納めする米の廻送が自然と遅れる様になります。またこの時期はちょうど中川の湯水期を

ので、種々と難儀致しております。前書ノ頂で申し上げました通りほんとうに難渋の極みとなりましたので、何卒格別の御慈悲をもつて幾重にも御賢察下され、三拾ケ年の御年貢を平均の上、御手当御定免に仰せ付け下され度くお願い申し上げます。右願いの通り御聞届け戴きますすなれば、村々一回の者が助け合い、無難に御田地の百姓を統けて行く事が出来、此の上もなき御仁恵と村を挙げて心から有難き仕合せに存じます。

武州葛飾郡二郷半領十二村

文政五年五月

柑本兵五郎様

御役所

以上

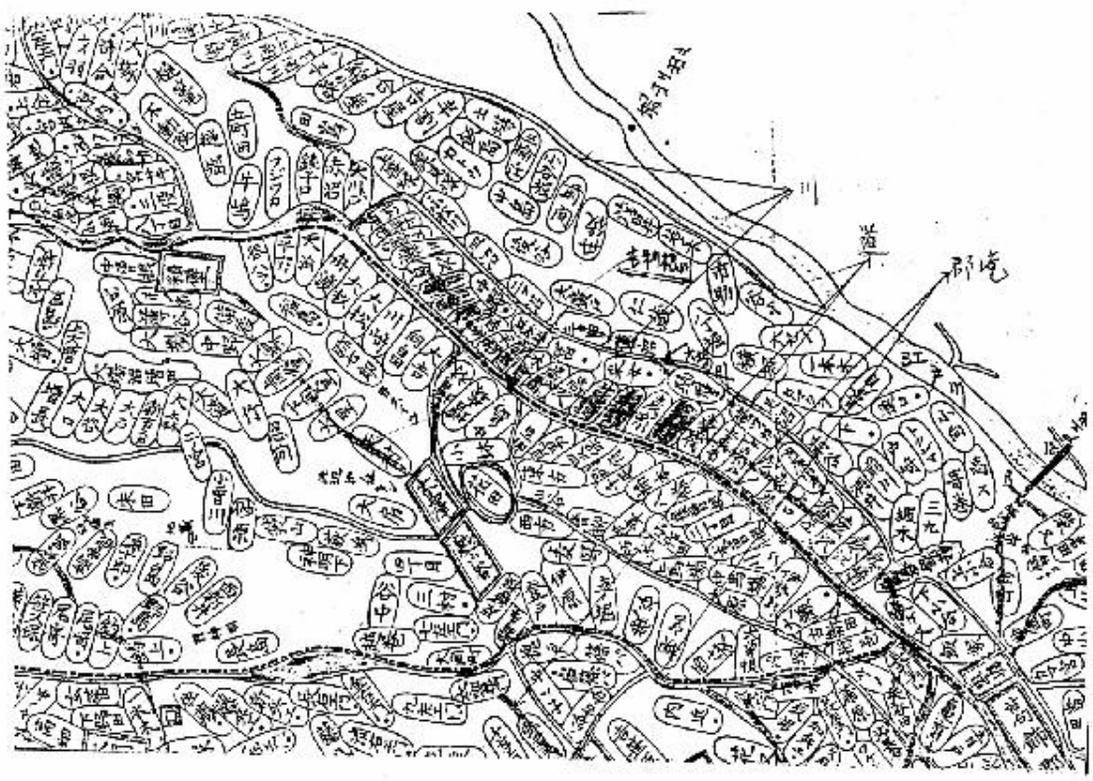
役人

右徳代

治助

五郎左衛門

斉兵衛



(資料一)

日本地図選集「武蔵国全図」

安政三年版 (人文社版より)

(資料一)

駕籠訴日記日程

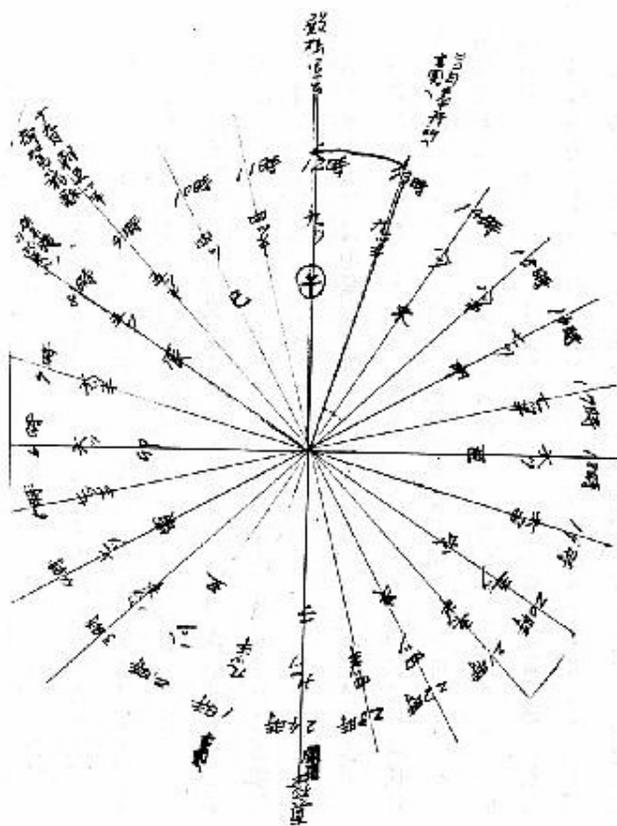
自四月十四日
至五月四日 (二十日間)

- 四、一四 江戸出府 神田松永町宿
- 一五 相談 紀伊国屋利八方
- 一六 願書かく
- 一七 印形揃え
- 一八 大手門下見
- 一九 御駕籠訴 西ノ久保谷町宿
上州屋源助方
- 二〇 奉行所出頭
- 二一 請書提出
- 二二 雨
- 二三 雨
- 二四 朝疊 宿亀屋伊兵衛方
- 二五 銘々別と呼出される
- 二六 柑本兵五郎様お預所請書を差し出す
- 二七 宿預放免、案文清書
- 二八 " "
- 二九 " "
- 一 役所に願書を差し出す
- 二 役所に願書を差し出す
- 三
- 四 昼過ぎ仕度、帰村

(資料一三)

訴事の刻

- (1) 提出は五ツ迄 (午前八時)
- (2) 白洲は九ツ半 (午後一時より)



(資料一四)

文政五年五月

宿預相續

免願

御駕籠訴一併扱

あとがき

我々は日頃、何気なく田園風景として見過ごしているのが普通であるが、この様な文書に接すると、別の目で田園風景を見る様になるのではないだろうか。

都市化の進むなかで今なおはるかに広がる二郷半領の田野に接するとき、そこに先人達の汗と涙の歴史がにじんでいるのが感じとられる。今日の我々の生活と対比してみると、その思いはなお一層のものがある。

この様な気持ちから、この文書に取り組んだわけであるが、村方文書であることと、私が浅学非才のため、不備な点が多々ある事を前もってお詫びしておきたい。

終りにこの稿の発表について、終始ご指導戴いた、本間理事、三原、山崎両理事と、数々の資料を提供して戴いた吉川町の戸張と両家に対し、心から厚く感謝申しあげる次第である。

(註 1) 戸張清家文書

「文政五年
百姓相統方 御駕籠訴一件控 上り
定免願」

(註 2) 越谷の歴史物語 第一集より

(註 3) 戸張清家文書 註 1 と同資料

行田市古墳見聞記

日置宗一

さきたま古墳群の北東に若小玉古墳があり、さらに北に小見古墳がある。私は小見古墳を一回、若小玉古墳に三回、さきたま古墳に数回(うち四回は郷土研究会に参加)見学した。とくに若小玉古墳の中に、八幡山古墳といわれる巨大な石を積上げた石室があり、奈良県の石舞台に匹敵するような大きな石材により設けられた複式古墳である。小見古墳は真観寺境内にあり、これは国の指定になっている前方後円墳で、長さ百十二米、前方部四米、後円部の高さ五米で、後円部に背中合せに二つの石室を有し、どちらも秩父産緑泥片岩で構成され、この中の二号室から明治十三年副葬品として頭椎大刀、圭頭大刀、銅鏡などが発見されて古墳終末期のものといわれている。

若小玉古墳には地蔵塚古墳と八幡山古墳がある。地蔵塚古墳(県指定)は標高約十八米の微高台地にあり、すでに江戸時代に開口されており大形の切石を使用した横穴式石室を持っている。昭和三十八年、行田市教育委員会で、その修復を企てたところ崩れ落ちていた天井岩の背後の側面から一連の線刻絵画が現われた。古墳は一辺二十八米の方墳で、石室は玄室のみで長さ四・一米、巾三・六米の胴張りで、絵画は人物、馬、水鳥、舟等で七世紀末のものといわれている。

八幡山古墳(県指定)は円墳で、昭和五十年頃には、緑泥片岩と安山岩とを以て組上げられた巨大な前室、中室、玄室の石部が

露出して実に偉観を呈していたが、ほとんど原形をとどめないほど崩れ落ちて立入禁止の立札と鉄条網で囲まれて中に小さな八幡社の祠が中央正面に見えていた。

二回目の昭和五十三年には復元のための工事中で羨道など掘り出していたし、巨大な石などをブルドーザーで移動しての大工事の様であった。

同古墳の発掘は最初昭和十年に行われて同十九年県指定となつたが、むき出しのまま放置されていたもので、昭和五十二年から復元の調査が続けられ、床は秩父石などの切石が敷かれていて特に玄室の床の棺の安置のため特殊な切り込みがあり、玄室の大きさは長さ四米、巾二米、厚さ六十糎、昨年八月から九月に行つた修復作業の際に乾漆棺の破片が出土、材料に絹布が使われていたことが国立文化研究所の調査で判明した。石室は全長二十六米、最大の石は長さ四米、横二米、厚さ六十糎で三十屯の重さである。

復元工事は五十二年から二年連続で三千九百万円をかけて行つたもので、不足の石を秩父や鬼石町から取り寄せて補充、昭和五十四年八月完成した。古墳は高さ九・五米、径六五・七米の円墳で、出土した乾漆器・銅わん、須恵甕、直刀などの遺物や構造から七世紀末であるという。

乾漆棺や絹布の出土から畿内から来た皇族クラスか、大和朝廷に直結する裕福で地位の高い帰化系族か稲荷山古墳「雄略天皇説」とあいまって時代に多少のずれはあつても古代を考える貴重なデータではある。

つぎにさきたま古墳群だが稲荷山、一〇〇米に及ぶ巨大な円墳丸墓山、愛宕山、天王塚、二子山、鉄砲山、瓦塚、奥の山、中の

山、埼玉神社古墳等があり、発掘された古墳のうち將軍塚古墳は明治二十七年に発掘された前方後円墳で石槨は貝殻の付着した房州石で天井石は秩父産緑泥片石であった。

現在の墳丘はかなりこわされている。主軸の長さ九十米、このとき発見された中には工芸的に見ても非常にすばらしい金製勾玉というような日本でもあまり類のないもの、鉄地に金被させた杏葉銀象嵌の文様のある刀装関係のものなどが発見されて遺物は東京国立博物館と東大理学部人類学教室等に現存する。

また愛宕山古墳の一部より縄文土器の破片の出土もあつた。

もう一つ発掘され、辛亥年銘鉄剣で有名になつた稲荷山古墳がある。稲荷山古墳の墳丘は前方部が昭和十三年の土掘り工事の際に粘土帯はこわされておちり後円部だけが現存していた。幸にも昭和十一年に後藤守一さんと三木文雄さんが実測されており、長さは一一五米であり、主軸の長さ一二八米の二子山古墳に次ぐ前方後円墳であり、時代的に丸墓山の次に古いものであると云われている。(五世紀頃)

稲荷山と二子山との間に六基ほどの塚があり稲荷山の陪塚と考えられている。

昭和四十三年に稲荷山古墳が発掘調査された際、隣部より長さ七三・五糎、巾三・九糎の鉄剣が発見された。その保存のため元興寺極楽坊の埋蔵文化財処理センターで処理中刀身の両面に百十五文字の金象嵌の銘文が刻まれているのが昭和五十三年九月に発見されて日本古代史上にセンセイションをまきおこした。出土したものの中に人物埴輪、鈴鏡を持つ巫女、壺を持った人物の腕部、武人埴輪、鈴杏葉、環鈴、勾玉、轡、画文帯神鏡等、陪塚

近くより水鳥壟輪が発見されている。これらは資料館に展示公開されている。

この古墳群は昭和四十二年埼玉県風土記の丘として国指定史跡となった。

なお昭和五十四年八月には瓦塚古墳の発掘がはじめられている。さらに辛亥銘鉄剣出土後銘文解説の際に県当局が発注していた複製品がこのほど完成し、長さ七三・五釐、巾三・八釐の合成樹脂製品で重さ実物六二〇・七瓦に対し一二六瓦だが金象嵌、鏝の具合など実物そっくりで、百二十万三千円で、京都科学標本会社が製作し「県立さきたま資料館」で昭和五十四年九月十六日から一般に公開されている。

追記 瓦塚古墳の発掘

日置宗一

前方後円墳の瓦塚古墳の周堀や昔の大きさなどを確認しようとする八月から発掘調査を進めていたが十一月には調査が終了した。その結果、古墳群のうち瓦塚のように小規模のものは周堀が一重であると思われるが、二重であることが新たにわかった。瓦塚古墳は周堀が埋まっており、わかっていたいなかったため、周堀を確認し、建設当時の古墳を推定しようというもので、古墳の前方部の東南千五百米を発掘調査した。その結果、幅六米、深さ現地表から九センチの周堀が見つかったほか、その外側の約五米の地点で外堀と見られる周堀が見つかり、周堀内からは円筒ハニワの破片約三千点、形象ハニワ片二点が見つかった。六世紀後半に建設されたと推定される瓦塚などの古墳は周堀が一重と思われる

いた。また瓦塚は前方部が現在のものより、長さ、幅ともに数米大きく全長六十八米と思われていた。同古墳の原型は、かなり今より大型だったことが確認された。資料館では瓦塚古墳が終わり次第、鉄砲山古墳の調査に入る。

東京新聞より

山王二十一仏板碑と庚申信仰

星野昌治

一、はじめに

今年（昭和五十五年）は、六十年に一度廻ってくる庚申年である。長野県伊那地方ではすでに各地で庚申塔建設の計画がすすめられているという。(1) 越谷市内では、今のところ庚申塔建設の話は聞かない。しかし、越谷市内の平方、向畑、西新井、増林地帯の一部では今でも庚申の時には、当番になった家に集って庚申の軸を掛け、庚申詣を行っている。(2)

かつては、越谷市では、室町時代末期の山王二十一仏庚申板碑の濃密な分布や江戸時代のおびただしい数の庚申塔の遺立からして、ひろく市内全域にわたって庚申信仰が盛んに行われていたものと思われる。(3)

とくに、越谷市大相模の大聖寺境内、東側の参道には百庚申が両側にびっしりとたちならび、驚くほどである。

冒頭に記したように本年は庚申年である。そこで、本稿では山王二十一仏板碑と庚申信仰について述べてみたいと思う。

二、山王二十一仏板碑について

板碑に刻まれる二十一個の種子について、昭和六年、服部清道博士は、文献典籍と種子の比較研究によって、これが山王二十一社の本地仏であることをはじめめて明瞭にされた。(4) それまでは学界では何を意味するか、全く不明であった。

山王二十一社とは、比叡山に奉祀する代表神祇で、山王権現又は日吉権現と称されるものである。抑、比叡山は延暦寺創立以前より、神の鎮まる聖地と知られ、『古事記』には太古より大山咋神鎮座の霊山なりと記されている。ところが、延暦二十三年(八〇四)、最澄帰朝後このところに教勢を張るに当り、大和の三輪山に鎮座する大三輪神を比叡山に勧請して、唐の天台宗の守護神である地主山王に代りて山王権現と号して天台宗の守護神とし大宮社を創建した。

一方、本来よりの大山咋神を二宮社とした。よって、ここに一山二社が生じ、神位を賜わり度僧が置かれ、はじめは山王と称するのにはこの二社に設けていたという。

このように最澄が比叡山に延暦寺を建立するに際し、前からある山の神をまつて山王権現とあがめたことは、奈良時代までの寺院にはなかつたことで山岳仏教になってはじめてとられた寺院形態である。

その後、この一山二社に、宇佐八幡大神の聖真子社を加え、山王三所又は三聖とした。

その後、更に八王子、客人、十禪師、三宮を加えてこれを上七社とした。そして、更に数を増して大行事、牛御子、新行事、下八王子、早尾、王子、聖女の中七社、小十禪師、大宮窟殿、氣比、

岩滝、悪王子、山末の下七社を加え、ここに上、中、下七社を合わせて山王二十一社と総称した(表1)。

(表1) 山王二十一社と本地仏

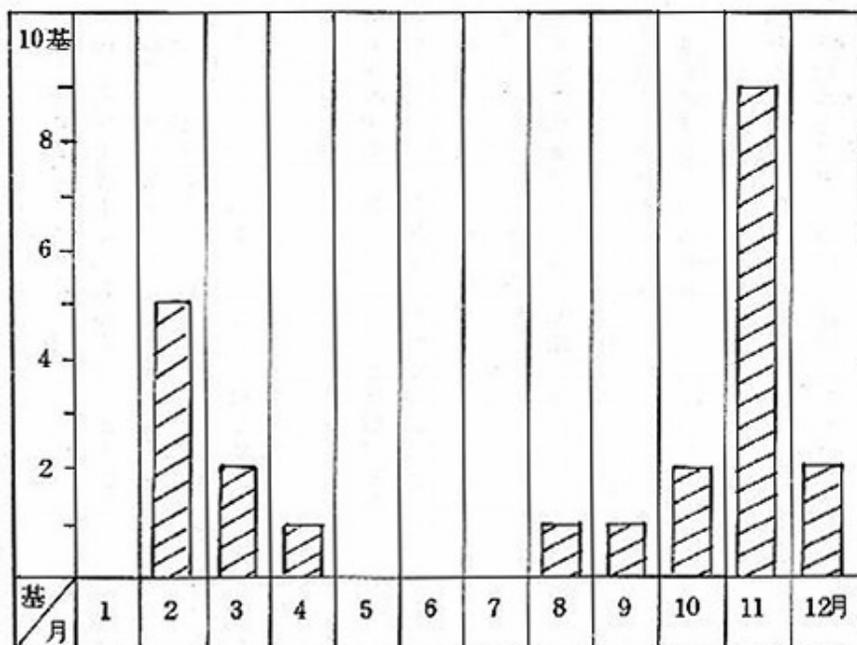
上七社	中七社	下七社
大宮	下八王子	竜樹
二ノ宮	王子宮	壺観音
聖真子	早尾	弁財天
八王子	大行事	愛染
客人	聖女	金大日
十禪師	新行事	胎大日
三ノ宮	牛御子	摩利支天
大宮	虚空蔵	ナ
バク	タラーク	サ
薬師	文珠	ス
阿弥陀	不動	ウ
千手	毘沙門	ワン
十二面	如意輪	ヴァン
地藏	吉祥天	ア
普賢	大威徳	マン

このように山王二十一社を「上七社」「中七社」「下七社」の三つに分けたことや、山王三所、三聖としたことは、天台宗では物を観察するのに空假中の三つに分ける癖があることによるもので、延暦寺もその盛大になるに及び、山上を東塔、西塔、横川の三所に分けてそれぞれ堂を構えているのもそのためであるという。こうして、山王信仰は、平安時代に天台宗の教徒たちによって守護神として比叡山にまつたことにはじまり、延暦寺が盛大になるにつれて山王権現も次第に整備されていった。そして、鎌倉時代には神仏習合説としての山王一実神道も形成され、天台宗の

山王二十一仏板碑一覽表

番号	西曆	紀年銘	所在地	主尊	供養銘	高	幅	備考
1	一五一八	永正十五年十一月日	埼玉県川口市西新井宿	釈迦	庚申待供養	71	42	上下欠
2	一五三四	天文三年十一月吉日	千葉県関宿町薬師堂	なし		102	31	完
3	一五三五	天文四年十一月吉日	東京都葛飾区立石南蔵院	釈迦	庚申待供養	130	38	完
4	一五四七	天文十六年二月吉日	千葉県柏市高田聖徳寺	釈迦	庚申待供養	93	37	下欠
5	一五四八	天文十七年九月吉日	埼玉県草加市柿ノ木	なし		109	46	上欠
6	一五五一	天文十〇	千葉県沼南町藤ヶ谷	釈迦	庚申待供養	95	38	中折
7	一五五一	天文二十年〇月二十二日	埼玉県大宮市堀崎町地藏堂	不明		87	41	上欠
8	一五五四	天文二十三年十一月二十三日	埼玉県越谷市西方田向蔵地	釈迦	庚申待供養	73	44	上下欠
9	一五五六	弘治二年十一月吉日	埼玉県春日部市豊春薬師堂	虚空蔵	申待供養	115	43	完
10	一五五八	永祿元年十二月吉日	埼玉県越谷市大房浄光寺東	虚空蔵	申待供養	140	49	上欠
11	一五六〇	永祿三年十月〇日	埼玉県岩槻市浮谷常福寺	虚空蔵	申待供養	62	51	中折
12	一五七二	永祿〇年十一月吉日	埼玉県大宮市糞屋阿弥陀堂	虚空蔵	申待供養	72	43	上欠
13	一五七二	元亀三年二月十一日	埼玉県越谷市西方道祖神	虚空蔵	申待供養	140	40	中折
14	一五七三	元亀四年二月吉日	東京都文京区小日向日輪寺	釈迦	申待供養	52	31	上下欠
15	一五七四	天正二年	埼玉県松伏町上赤岩地藏堂	虚空蔵	申待供養	116	43	完
16	一五七五	天正三年八月吉日	埼玉県越谷市増森薬師堂	虚空蔵	申待供養	153	46	完
17	一五七五	天正三年十月〇日	埼玉県越谷市東小林七六	釈迦	申待供養	84	37	下欠
18	一五七五	天正三年十二月吉日	埼玉県越谷市千疋東養寺	釈迦	申待供養	120	43	完
19	一五七七	天正五年十一月	千葉県流山市姥ヶ崎東福寺	虚空蔵	申待供養	156	46	中折
20	一五七八	天正六年二月	埼玉県越谷市増林上組墓地	釈迦	申待供養	89	45	下欠
21	一五八〇	天正八年三月	埼玉県大宮市三橋二丁目大日堂	釈迦	庚申待供養	90	44	下欠

(表3) 山王二十一仏板碑の月別造塔数



本願僧都嚴隆という僧官を有する名が出てくる。このことから僧侶などが先達となつて、信仰を推進し、農民たちを指導し造塔供養したことが考えられる。

なお、山王二十一仏板碑の終末は、天正二十年（一五九二）の八潮市小作田長安寺のものであり、その造立期間は七十四年間で

ある。

三、山王二十一仏板碑と庚申信仰

山王二十一仏板碑には「奉庚申待供養」又は、「申待供養」の刻名があるものがある。これは、山王二十一社の本地仏を表した板碑が、庚申信仰と結びついたことを示しているものである。

庚申は「こうしん」と呼ばれ、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸の十干と、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥の十二支の組合せの一つで、六十日ごとにもわつてくる庚申の日に禁忌行事をするのが庚申信仰である。

これは中国の道教の三尸説によるものである。三尸説とは、人間の身体内には三尸虫という靈物があり、日夜絶えまなく、その人の行為、善悪、過失を監視し、庚申の日の夜に、この虫が、人の寝ている間にひそかに昇天し、天上の至高神に、その人の罪過を告げ、人の果報、生命を奪い、まさに地獄に落とそうとするので、この夜は眠らず、徹夜して三尸虫の昇天を防ぐのである。これを守庚申、庚申待という。日本には八世紀後半に移入されたといわれ、平安時代には宮中に於いて盛んに行われ、庚申の夜には多くの公卿たちが集まって詩歌や管絃を奏したり、酒宴を催したりして庚申待したという。このことは、鎌倉時代になつても武士たちによって引き継がれ、室町時代には一般民衆もこれを行い、徹夜するだけでなく、僧侶や修験者によつて宗教的行事を主とするようになり、仏教の民衆化とともに広く地方に伝播していった。(9) 首石製の庚申板碑は、このころ造立された。

その後、江戸時代になるとさらに民間信仰化し、全国各地で盛

んに行われた。とくに農村地域で盛んであった。このころになると秩父青石でなく、各地より送られてきた種々の石材を使用した庚申塔の造立が村々の路傍などになされた。そして、とくに庚申待の夜には男女同床せずとか、結婚を禁ずるとかい、仮りにこの夜結ばれてきた子どもは、盗人の性格があるなどと恐れられたりもしたのである。それで庚申待のときには、当番にあたった家に集って庚申の掛け軸を拜んだり、部落内に造立した庚申塔をおまいりしたりするのである。

さて、山王信仰と庚申信仰との習合であるが、二つの説がある。まず、三輪善之助、服部清道氏らの説³⁰は、比叡山に古くから住みついて、山王の神使となっている猿と庚申信仰の庚申待を申待と略称するうちに、その申へさるゝと猿が結びついたとする考えである。

とくに、「庚申待」を「申待」としたことについて、単に申待と云っても通用するようになっていたため、故意に「庚」の字を省略したもので、この事実が、その反面に於いて、申待と云って庚申待を暗示するほど申の信仰の重きをなしていたことを意味しているのであるうといわれている。

庚申待板碑の供養塔をみると初期のものは、申待供養と刻まれている。しかし、山王二十一仏板碑については、初期のものは庚申待供養と刻まれている。

なお、窪徳忠博士は、「庚申待」又は「申待」というように「待」と呼んだよび方は、「御湯殿上の日記」などの記載から考えて、やり方が同様なところから、日待、月待のよび方からとって名づけられたのであろうと述べられている。³¹

また、「申待」と文献にはじめて表れるのは、『堀川親俊日記』天文七年六月十八日の条に真如堂にて申待。と記されている。板碑では、それより六十七年早く、文明三年の川口市領家実相寺のものである。

さて、もう一方の説は、北斗信仰を媒介とした考えの窪徳忠博士の説である。このことについて、窪博士はその著『庚申信仰の研究——日中宗教文化交渉史——』に次のように詳しく述べられている。

「一時山王権現が崇拜の対象とされたこともあった『長野県北安曇郡郷土史稿』年中行事編に『ナムサンノウ二十一シャ、オコウシンダ、マイトリ、マイトリ、ソワカ（乎）』なる真言が掲げられていることよって、ほほ確実視されるであろう。そこで、ここにさらに、その以前、すなわち山王さんが崇拜対象とされる前に、すでにある崇拜対象があったのではないかという、つぎの如き臆説をあえて提出したいと思う。

三戸が人間の罪過を北斗に報告する。従って理屈からいえば、三戸の駆除は、その上司である北斗に願うべきである。また事実、中国には、三戸駆除の北斗符もあれば、北斗の名号を請ずる駆除法もある。（中略）だから中国では、三戸と北斗とはきわめて密接であったことがわかる。日本に伝来した三戸説は、おそらくかくの如きものであったのであろう。従って、庚申日に、北斗を主尊として守庚申を行った記述があってもよいはずである。一方、『山王諸神像』（大津市西教寺蔵）上部に面かれた北斗七星、『阿沙縛抄』の北斗供冒頭の『至心謹請。山王七社、王子眷属、来臨於此、受此供養、云々』の一句や、僧覚深の『山王記』の『抑も

此御神は、天にありては七星とあらわれ、地にありては七社と号して鎮護国家の神明なり」などから、山王七社は北斗から思いつかれたことと断定できる。山王と北斗とがかかる関係にあるとすれば、山王を庚申さんとする前に、北斗を庚申さんとするは、むしろ当然といわなければならぬ。この観点からみると、まず静岡県裾野町金沢所在の北斗七星を刻んだ庚申塔が注目される。(中略)また『阿婆縛抄』北斗七星事の項には北斗七星を七仏薬師とするので、多くの縁起が過、現、未三世の各七仏を礼拝せよと勧めるのは、直接には、上、中、下七社の関係かも知れないが間接には北斗との関係を暗示するのではないかと思われる」

以上のように庚申と北斗と山王の関係を述べられている。

ところで、山王二十一仏板碑には、すべてに「庚申待」又は「申待」を刻んでいるわけではない。あえて、供養銘を刻まないものが数基ある。そして、その種子配列は、主尊を定めず、右側に上七社、中央に中七社、左側に下七社の各本地仏種子を三行七段になっている。また、どの山王二十一仏板碑も種子の配列は順序よく、規則的に配列されており、上七社は最上段に位置させている。

これらのことから、山王信仰というものが当時、根強く信仰されていたものと思われる。

四、板碑にみる庚申の本尊

庚申待は、本来三尸虫の昇天を防ぐため、徹夜する行事で、宗教的礼拝の儀式はなかったが、仏教の地方伝播とともに、室町時代末期ころより、宗教的色彩を濃くするようになった。そのため

各種の神仏を庚申待の夜に拝するようになるのである。

このころ造立された「庚申待」又は「申待」と刻んだ板碑をみると本尊として礼拝される仏は、主に阿弥陀、釈迦、山王二十一仏などである(表4)。

庚申板碑の最古の遺品は川口市領家実相寺の文明三年(一四七〇)のものである(資料2)。

(資料2)



この板碑の種子について、小花波平六氏は「上の一尊の推定であるが、庚申縁起に礼拝本尊として『過去が薬師、現在が釈迦、未来は弥陀』とあり、また、庚申と関係深い山王の三聖の本地仏は大官が釈迦、二宮が薬師、聖真子が弥陀があり、そこで縁起や山王の本地仏から推測すれば、上部の種子は弥陀(キリク)と推定される」と述べられている。

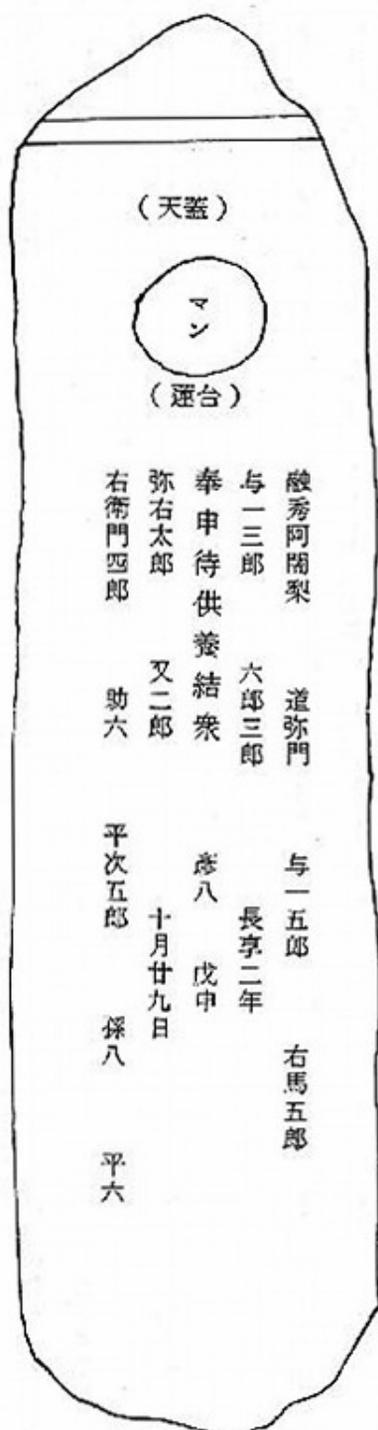
山王二十一仏板碑といい、この板碑といふ、川口市には、いずれも最古の遺品が所在することは、注意すべきことである。

次に古い庚申板碑は、東京都練馬区春日一丁目稻荷神社の長享

(表4)

関東に於ける板碑にみる庚申の本尊

(資料3)



年代	本尊	弥陀一尊	弥陀三尊	釈迦一尊	釈迦三尊	山王二十一仏	十三仏	文珠	六地藏	題目	その他
1460											
65											
70			1								
75											
80											
85		1						1			
90		1	1								
95								1			
1500											
5											
15						1					
20											
25		1	2					1			1
30		1	2			1	1				1
35			1	1	1	1					
40			2		1				1		
45					2	2					
50			2		2	2					
55				1	3	2					
60			1			1					
65				1							
70				4		4					1
75					1	5					
80				1	1	3					
85				1		2					
90						1					
95					1						
1600											
5											
10											

(注) 本表作成にあたり、横田甲一、中山正義、木谷時夫氏らの庚申板碑年表を参考にした。記して感謝の意を表したい。

二年（一四八八）のものである（資料3）

この板碑は、融秀阿闍梨という僧侶を中心に、江戸時代にみられるような庚申講のような結案をつくり、その供養として、造立されたものと思われる。

さて、庚申板碑にみられる庚申の本尊の変遷であるが、（表4）でわかるように、初期に於いては、弥陀一尊、弥陀三尊が多い。このことは、庚申の本尊として、阿弥陀如来を礼拝したことはもちろんであるが、板碑の主尊の八〇パーセント近くが弥陀であるということにも関係していると思われる。¹⁰¹

清水長輝氏は、庚申板碑の発生は、永い間培った板碑という既成の供養塔にふくまれて生まれてきた結果であると述べられている。¹⁰²

山王二十一仏種子、釈迦一尊、釈迦三尊の出現は、その後、数年を経て、出現してくる。これらの諸仏は、天台宗系の僧侶たちの影響が強かったものと思われる。¹⁰³

次に地域的な分布をみると山王二十一仏板碑については、すでに述べた通りであるが、弥陀は、埼玉県の南東部、東京都の東部、千葉県北部に多い。釈迦は、埼玉県の中央部付近に多いようである（分布図）。

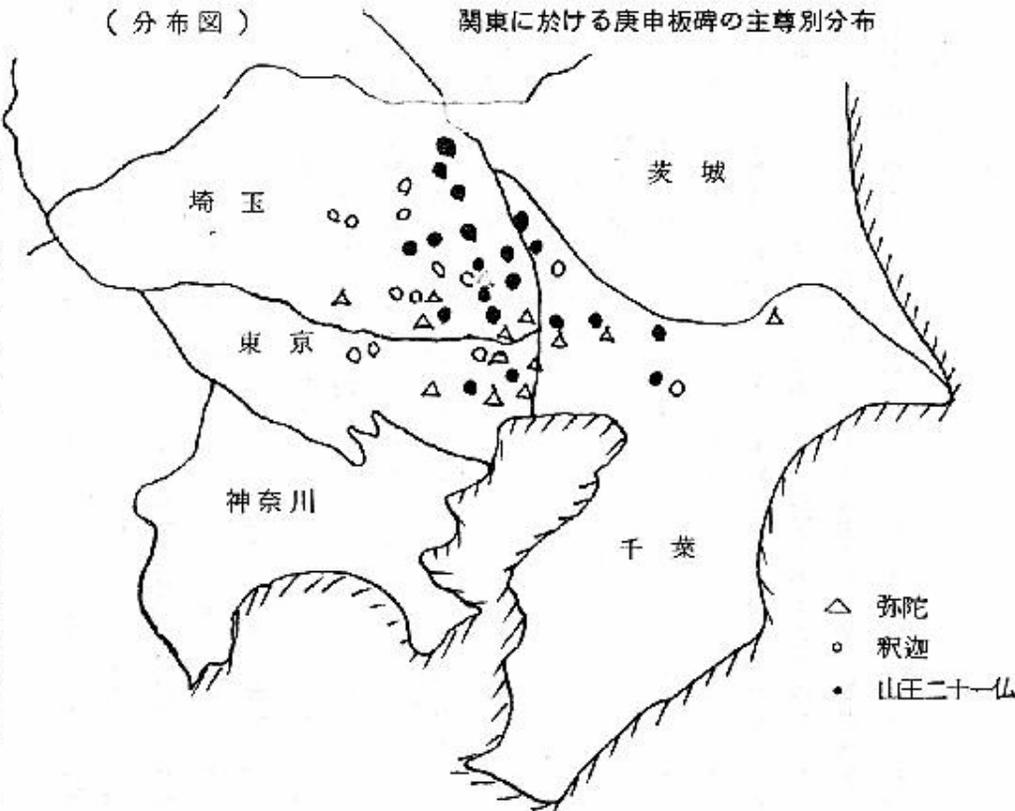
五、おわりに

山王二十一仏板碑と庚申信仰について述べてみたが、浅学と時間的制約により、表題にありような内容にならなかったのではなにかと思っている。今後は更に他の文献、遺物、遺習資料などと合せながら総合的に研究し、追究していくことが必要であろう。

山王二十一仏板碑は、全国的にみて珍しい板碑である。このよ

関東に於ける庚申板碑の主尊別分布

（分布図）



うな板碑が越谷市に数多く分布することは、越谷市が誇るべきことである。

以上、筆強付会の部分が多くあるが、大方の御批判、御教示をいただければ幸いである。

なお、末尾になりましたが、板碑研究会の梶敏夫氏、流山市の一色勝正氏らの日頃の学恩に対し、誌上より感謝申し上げます。

注(1) 荻原貞利「庚申塔建設記録—伊那市手良中坪の事例—」

(『伊那路』23—4)

(2) 『越谷市民俗資料集』

(3) 星野昌治「越谷の板碑」(『越谷市史』巻一)、『越谷市金石資料集』

(4) 服部清道『板碑概説』

(5) 萩原龍夫「旧利根河畔の中世文化」(『駿台史学』22)

(6) 星野昌治「山王二十一仏板碑について」(『日本の石仏』12)

(7) 景山春樹『神道美術』

(8) 千々と和到「板碑と宗教史研究」(『考古学ジャーナル』86)

(9) 窪徳忠「庚申信仰の研究—日中宗文化交流史—」

(10) 三輪善之助「庚申待と庚申塔」、服部清道『板碑概説』

(11) 窪徳忠「庚申信仰の研究—年譜篇—」

(12) 小花波平六「庚申待板碑」(『考古学ジャーナル』132)

(13) 千々と和実「板碑精査が示す中世民衆仏教普及の実態」(『日本歴史』337)

(14) 清水長輝「庚申板碑」『庚申塔の研究』

(15) 小花波平六「山王と北斗と庚申信仰」『庚申』58)

関東郡代

本間 清利

はじめに

徳川氏による関東領国の経営を語るうえで避けて通れない事柄の一つに関東郡代伊奈氏の業績が挙げられる。ことに関東諸河川の流路改修をはじめ近世の村づくり、農政の編成、交通路の整備など、今日の関東を築きあげた基礎は伊奈氏の業績に負うところが大きいといって過言ではない。従来伊奈氏の公式記録はなぜか簡略に取り扱われていただけに伊奈氏の事歴は等閑に伏され勝であった。しかし戦後地方史研究の盛行にともない、伊奈氏に関する関連史料が数多く発掘されるに及び、伊奈氏の存在が改めて見直される機運にある。本稿では紙数の制約もあり、徳川初期の幕領代官伊奈忠次と同忠治の事歴を中心に、幕府内における伊奈氏の位置づけを概観するにとどめる。

(一) 伊奈忠次

伊奈忠次は熊蔵と称し三河国幡豆郡小嶋の城主伊奈忠基の十一男康忠の子で天支十八年(一五四九)の生れ。三河の一向一揆に加担して追放に処せられた父とともに放浪を続けていたが、天正十年(一五八二)泉州堺の地から三河の家康のもとに帰参した。同十四年忠次は家康の近習衆の一人に登用され、徳川領国地方支配の一翼を担って活躍、天正十八年の小田原攻めには数々の功勞を現わした。

かくて関東に移封された冢康のもとで、徳川家臣団の知行割に
参画したが、自らは足立郡小室鴻巣で一萬石を与えられ、大久保
長安、彦坂元正らとともに関東領国のおよそ五〇%にあたるとい
われる一二〇万余石の家康蔵入地の統治にあたる関東代官頭に任
ぜられた。忠次はまず小室（現伊奈町）の要衝關御井坊を倉田の
明星院に移して陣屋を設けたが、このほか同郡土屋村（現大宮市）
比企郡大屋敷村（現川島町）にも陣屋を設け民政の拠点とした。
これらの地域はいづれも利根川（現古利根川筋）、荒川（元入間
川筋）の流域にあたる穀倉地帯であり、しかもその周辺には忍・
岩槻・川越・松山など後北条氏の有力な旧支城をひかえ、北条氏
の旧臣らが古くから土着していた地域である。つまり忠次の陣屋
支配は北条氏の旧臣らによる抵抗や反乱に対処した軍事上の目的
も兼ねていたのである。

かくて忠次は関東代官頭の筆頭として多くの地方代官を動員し
検地を施行して近世の村づくりを進めたが、同時に中世末の支配
層である在地の土豪層を村の名主に位置づけたり、ときには自ら
の家臣に組入れたり、あるいは従来の領主的な存在であった有力
寺社には寺社領を安堵するなど巧みな懐柔策をとって関東領国治
安の安定をはかった。しかも忠次は徳川氏蔵入地の統治のみでな
く、給地を与えられた徳川の有力家臣の領域にも地方支配上の指
示を与えることもあった。

たとえば天正十九年（一五九一）五月、大久保忠隣（領内羽生
領藤井村源長寺や、慶長六年（一六〇一）酒井忠利の領内川越氷
川社）に対する寺社領の安堵も伊奈忠次へ連絡のもとに行われてい
る。

「定

（源長寺文書）

羽生之内藤井郷源長寺雖古跡、年来致大破之由候、然ニ此度
御入国之上御繩打御座候間、熊蔵殿（伊奈忠次）江直談申請
候 此旨治部少輔ニ為申聞候間寺中并門前屋敷之外沼田共ニ
相違有間敷候 為後日一札進置候

天正十九年辛卯五月朔日 大久保治部少輔内

源長寺侍者中

道可（花押）

「ひかわへ御き志ん書立
寺井にて

（氷川社文書）

上田壱反小廿六歩

稚桑助

松郷にて

上田貳反歩

与四郎

いさぬまにて

上田壱反歩

右兵衛大夫

此外屋敷無相違候間御心得可被成候 伊備前殿（伊奈忠次）理申候て相
済、御き志ん被成候 如件

慶長六年うし九月十五日

本多刑部左衛門（花押）

ひかわ彌き殿参

また備前堤備前堀など、備前を冠した数多くの遺名にみられる
通り、忠次は関東諸河川の治水や灌漑用水路の開発に努めたが、
同時に徳川氏の財政基盤である農地の拡大をはかり、新田の開拓
を奨励して開発者には屋敷地や寺社領を与える措置を講じた。た
とえば慶長六年三月河辺郷（現三郷市と吉川町）の三か寺に対し

「新田を開けばこのうち一町歩は寺領として御朱印を申し受けてやるであろう」といい、また慶長七年武州横見郡山之下村の忠次家臣井出伝右衛門署名の年貢割付状には、「検地相済親いの上右郷五人居屋敷の所除地に致し」とし、山之下村の開拓者五人の居屋敷を除地にしたりえ開拓筆頭人山崎準人を年貢収納の責任者（名主）に位置づけている。この外諸街道の整備や伝馬制度の確立も伊奈忠次が中心になって押し進められたものであり、いわば忠次は家康の分身として関東領国の経営基盤を築きあげたといえる。

この間忠次は慶長五年従五位下備前守に叙せられ同八年幕府の開役に尽力したが、同十年將軍職を秀忠が継ぐに及び、駿府に本拠を置いた家康側近の一人として大御所政治に参画した。しかし関東幕領の民政統治は依然関東代官頭として忠次が掌握するところであった。同十五年六月忠次は五七歳で病没、鴻巣勝願寺に葬られた。

因みに徳川氏関東入国以来、常に家康の側近にあって関東領国の経営にあたった関東総奉行や関東代官頭は、忠次の死によって大久保長安を残すだけになったが、長安も同十八年に死去、ここに家康の分身としての初期の関東代官頭や関東総奉行は消滅した。すでに基礎の固すりかけていた幕府体制にとって、家康の身分的機能はその職制上程格となっていたと考えられる。なお忠次の広大な支配地は、忠次の死後分割支配に移されたが、忠次の嫡子忠政はこの先慶長十三年従五位下筑後守に叙せられ、大番頭として（杉浦家文書）家康のもとにあり、大坂の役には数々の武勲を立てた。その後元和四年（一六一八）年僅かに三四歳で病没、その

子忠勝も翌五年急逝したため、伊奈忠次家は改易となったが、忠勝の弟忠隆が改めて小室領一一〇〇余石を拝領忠次家の名跡を継いだ。

(二) 伊奈忠治

伊奈忠治は半十郎と称し伊奈忠次の次男で元禄元年（一五九二）の生れ。慶長十一、二年の頃勘定方に勤め父忠次とともに河川の修治にあたったが、同十五年忠次の没後江戸廻り一七万石支配の代官に任ぜられ（渡辺刀水「関東郡代」）足立郡植田谷領のうち高八〇五石余を知行した。その頃忠治は足立郡赤山領赤芝山を開拓して陣屋を設け、武蔵東部低湿地帯を中心に精力的な新田開発を押し進めた。このとき忠治が発した新田開発の捷書は、現在知られているものでも慶長十七年（一六一二）の葛飾郡二郷半領三輪野新田、同年の同領茂田井新田をはじめ元和九年（一六三二）の足立郡鴻巣領下谷新田のものまで数多く確認されており、こうして忠治が開発した新田は数十万石に及んだともいわれる（杉浦家文書）。

同時に忠治は武蔵国を中心にしばしば検地を施行しているが、『新編武蔵』でみた限りにおいても慶長十六年の足立郡八王子村や同十七年の比企郡久米田村をはじめ、豊島郡池袋村の慶安年間（一六四八―五二）の検地まで、その郡域は埼玉郡、葛飾郡、足立郡、荏原郡、久良岐郡、橋樹郡、多摩郡、比企郡などの各村々に及んでおり、いかに開発途上地域における年貢地の増大をはかっていたかを知ることができる。ことに忠治は新田開発の促進や農地の安定を期し、関東諸河川の修治に努めたが、とくに利根川

の東遷と荒川の西遷を指向し、元和七年には利根川通り赤堀川や新川通りを開削、寛永六年（一六二九）には荒川流路を熊谷久下地先から和田吉野川（入間川支川）筋に瀬替、寛永十二年には渡良瀬川通り権現堂川を改修、同十八年には下総関閩宿からの新利根川（江戸川）を開削するなど世紀の大事業を遂行している。また元和の末年には常陸川筋谷原で一大湿地帯を形成していた鬼怒川小貝川の合流路を分離、谷原領五万石開発の基を開くなど、ほぼ現在の関東諸河川定流路の原型を形づくった。

この間忠治は植田谷領のほか自らが開拓した赤山領を加え七八七石余を知行したが、寛永十二年（一六三五）幕府職制の整備の際には幕府勘定頭に登用され、米蔵奉行らの不正摘発や宿駅制度の充実など国政に参画した。おそらく江戸常盤橋御門内の邸や葛飾郡小菅村の御殿を拝領したのもこの頃であろう。また忠治は利根川通り栗橋中田、江戸川通り松戸金町など主要な関所も管掌したが、さらに忠治の支配地は東海道品川宿、奥州道中千住宿、中山道板橋宿などをはじめ武蔵国だけでも二十七万六〇〇〇余石（『武蔵田園簿』）、このほか常陸下総谷原領五万石、駿河遠江三河の幕領、それに下野などの預り地を加えると数十万石に及んでいたとみられる。

このように河川の修治、新田の開発、検地の施行、関所の管理支配地の統治など、地方の整備にあたっては、手足となって働く多くの家臣を必要としたが、七〇〇〇余石の旗本ではこれら多くの家臣を抱えることは不可能である。だが実は伊奈氏には開発新田からあがる年貢の一割が給与されるといふ新田十分の一の特権が与えられていた。したがって伊奈家の財政は数万石の大名に匹

敵する収入であり、これをもとに多くの家臣を抱え世紀の大事業を遂行することができたのである。さらに伊奈家には旗本にはみられない幕府からも知行地を給された富田氏が、御附家老という特殊な身分で伊奈家の家臣に組入れられていた。もっともこうした忠治の地位や業績は関東地方統治の基礎を固めた父忠次の地方基盤のうえに展開できたことはいうまでもない。

やがて寛永十九年八月、忠治は將軍家光より「国用にあずかりし役職をゆるされ、今より後は関東諸代官の得失を糺し、堤防修築等の事を勾当すべし」（『大猷院御実紀』）と命ぜられた。つまり忠治はこのとき事実上関東の代官頭に位置づけられ世襲制による関東郡代職の基を開いたといえる。その後忠治は家光に近侍して放鷹の奉仕を勤めたり、法会の奉行を司さどったり、関東山野の査検に出向したり、將軍の嗣子家綱の日光社参の奉仕を勤めたり、玉川上水開発の奉行に任ぜられていたが、承応二年（一六五三）六月、六二歳で没した。

関東郡代伊奈氏の事蹟

氏名	身分役職兼職	主な事蹟	在職年限
備前守忠次 <small>なかつぐ</small>	関東代官頭 従五位下	検地の施行、支方支配機構の確立、河川の修治、新田の開発（一五九〇）、交通路の整備、伝馬制度の確立	天正十八
半十郎忠治 <small>なかつぐ</small>	関東代官	利根川・荒川・鬼怒	慶長十二

半左衛門忠克 ただかつ	半左衛門忠順 ただのぶ	半十郎忠篤 ただあつ	半十郎忠常 ただつね	半左衛門忠克 ただかつ	
幕府勘定頭 関東代官頭 布衣	関東郡代 布衣	関東郡代 布衣	関東郡代 布衣	関東代官頭 布衣	川流路の改修、新田の開發、農民賑救、利根川・江戸川関所の管理、関東諸國檢地の施行など
玉川上水・葛西用水などの開發、谷原新川の造成、新田の開發など	谷原新川の改修、関東諸河川の修治など	飛騨高山城受取使者 武蔵各領農地査検、 武蔵土井領檢地など	飛騨高山城受取使者 武蔵各領農地査検、 武蔵土井領檢地など	玉川上水・葛西用水などの開發、谷原新川の造成、新田の開發など	正徳二年 (一七二二)
寛文五年 (一六六五)	延宝八年 (一六八〇)	延宝八年 (一六八〇)	延宝八年 (一六八〇)	承応三年 (一六五四)	年カ (一六〇七)
寛政四年 (一七九二)	安永七年 (一七七八)	安永七年 (一七七八)	安永七年 (一七七八)	寛政四年 (一七九二)	寛政四年 (一七九二)

右近將監忠尊 ただたか	半左衛門忠敬 ただひら	備前守忠有 ただあり	半左衛門忠辰 ただとき		
関東郡代・奥右筆組頭次席 勘定吟味役上 首・御小姓組 番頭・従五位 下	関東郡代・奥右筆組頭次席 勘定吟味役上 首・御小姓組 番頭・従五位 下	関東郡代・奥右筆組頭次席 勘定吟味役上 首・御小姓組 番頭・従五位 下	関東郡代・奥右筆組頭次席 勘定吟味役上 首・御小姓組 番頭・従五位 下	保水害の難民救済など	寛延三年 (一七五〇)
近畿諸國諸河川の巡視と新田檢地、朝鮮人參製造方御用、関東河川の修治 中山道筋伝馬騷動の収拾など	近畿諸國諸河川の巡視と新田檢地、朝鮮人參製造方御用、関東河川の修治 中山道筋伝馬騷動の収拾など	近畿諸國諸河川の巡視と新田檢地、朝鮮人參製造方御用、関東河川の修治 中山道筋伝馬騷動の収拾など	近畿諸國諸河川の巡視と新田檢地、朝鮮人參製造方御用、関東河川の修治 中山道筋伝馬騷動の収拾など	宝曆四年 (一七五四)	宝曆四年 (一七五四)
安永・天明水害の復旧、高崎藩農民騷動の収拾、浅間山噴火被災地の復旧、天明江戸打毀し騷動の収拾など	安永・天明水害の復旧、高崎藩農民騷動の収拾、浅間山噴火被災地の復旧、天明江戸打毀し騷動の収拾など	安永・天明水害の復旧、高崎藩農民騷動の収拾、浅間山噴火被災地の復旧、天明江戸打毀し騷動の収拾など	安永・天明水害の復旧、高崎藩農民騷動の収拾、浅間山噴火被災地の復旧、天明江戸打毀し騷動の収拾など	寛政四年 (一七九二)	寛政四年 (一七九二)

(三) その後の伊奈氏

忠治の跡を襲ったのは半左衛門忠克である。このとき忠克は弟二人に知行地を分地、以来伊奈氏は三九六〇石余の旗本に定着したがその職能には変りはなかった。また明暦三年（一六五七）江戸大火災の際常盤橋御門内の伊奈家拝領屋敷も焼失したが、このとき改めて馬喰町に屋敷地を給わった。のち代官陣屋の江戸引揚にもない馬喰町の伊奈家屋敷は郡代役所と呼ばれ関東地方支配の拠点になったが、赤山陣屋は郡代役所の出張所としてそのまま存続した。

その後忠治家四代忠篤は、徳川綱吉の治政下幕府職制の枠組に組入れられ勘定奉行の支配に置かれたが、さらに元祿八年（一六九五）の幕領総検地の際新田古田不分明との理由から、当時忠篤の支配地二二万石からあがる年貢高の一分を永久に給うとの証書が改めて付与された（杉浦家文書）。すなわち新田十分の一の特権はこのときいちじるしく縮小されたとみられるが、それでも伊奈氏の所得は知行地を加えると三万石に近い大名並であり、常時四〇〇名からの家臣を抱えて支配地の統治や河川の修治にあたることができた。さらに五代忠順は本所深川の市街地造成、宝永四年の富士山噴火被災地の復旧など、勘定奉行荻原重秀らとともに代官の職域を超えた職能を行使した。

次いで六代忠遠は八代將軍吉宗治政のもとで鷹場の設定や御鷹御用、將軍日光社参の伝馬御用などを勤めたが、こうした伊奈家の職能は勘定奉行の支配では幕府職制上不都合であったとみられとくに関東郡代職のほか勘定吟味役の上首という身分を与えられ老中支配に移された。以来伊奈氏は代々奥右筆組頭の次席、勘定

吟味役の上首、あるいは勘定吟味役という身分を与えられ代官の職域を超えた職能を行使した。ことに七代忠有は勘定奉行を兼任従五位下備前守に叙せられている。さらに九代忠尊も御小姓組番頭という將軍直属の身分を与えられ従五位下摂津守に叙せられている。

この間明和元年（一七六四）の中山道筋伝馬騒動、天明元年（一七八一）の高崎藩農民騒動、天明七年の江戸打毀し騒動などは、いづれも伊奈家の勢威と徳望をもって鎮撫あるいは収拾された。しかし忠尊は伊奈家世継ぎをめぐる御家の内紛と「様々の不埒を犯」したかどで寛政四年（一七九二）三月関東郡代職を解かれ御家改易の処断をうけた（名跡は残された）。ここに伊奈忠次から二〇〇有余年にわたって関東農民と密接な関係を持続してきた関東郡代伊奈家は滅亡するに至った。すでに関東の領主なみの存在であった伊奈家の勢威は、幕府職制上桎梏の限界にきていたのである。

その後関東郡代は勘定奉行の兼帯に移されたが、伊奈郡代の機構が崩壊した以上有名無実の存在であり文化三年（一八〇六）名ばかりの関東郡代は廃止された。なお内外の緊迫した情勢に対応し幕府は元治元年（一八六四）改めて関東郡代を復活させたが、これも名ばかりであり関東在方掛りとも呼ばれた。

埋もれる史跡

屋陰の八ツ塚

山崎善司

屋陰の八ツ塚は、八ツ塚とか八塚地蔵と云はれている。越谷市大成町六丁目現在二個残っている。古くは六丁目に六個、七丁目に二個有ったと云はれているが、現在では住宅が建ち耕地が埋め立てられて、塚そのものが崩されて耕地化して年月が経過するに従い其れを記憶する人が少くなってしまった。

大成町六・七丁目は、町村合併以前には、大相模村見田方と云い小名名が茨田・屋陰と云はれる耕地である。吉川―越谷間の県道筋に当り見田方部落と飯島部落との中間耕地であったが、今では家が建並び境界の見分けが付かなくなってしまった。

八ツ塚の内現在残っているものは、吉川県道端北側で大成町六、七丁目の境の六丁目側角にある。今一つは此の塚より西北方百米の処で県道より北へ五十米程の処にある。前者は枯れかかった榎の木が一本立っている約二坪程の塚である。以前にはもっと大きなものであったが、耕作の度に削り取られ次第に小さくなり県道が拡幅される際尚さら小さくなり、廻りが盛土されて塚の高さが無くなり此姿となってしまった。後者は廻りが畑となり水田より一段高くなっているが、塚の盛土は、平らにされて塚らしく見えないが、廻りに榛の木が植えられている。他の塚も耕作の度に削り取られて耕地化してしまい、其の幾つかの上には建物が建ち消

滅してしまった。

八ツ塚には其れぞれに地蔵が建っていた事から、八ツ塚地蔵とも呼ばれていた。「越谷市の史跡と伝説」には其の内二体が見田方(大成町一丁目)八坂神社境内に移され安置されていると記されているが、現在地蔵は一体で他は観音像である。建立記録は天和元年辛酉(一六八一)十一月十一日信心造之施主汝人とあり地蔵立像の浮彫である。今一体は観音立像の浮彫で建立は天明三癸卯(一七八三)二月吉日と有るので、史跡と伝説に記載の二体の事であるか一体は別のものであり地蔵が一体不明になってしまったものか? 八ツ塚地蔵と云はれる所から観音では違うのでは無いかと思はれる。然し他に、八ツ塚より移したと云はれる供養塔の石が二個別の所にある。一体は見田方(大成町一丁目)二五四務田喜三郎方街道脇に有り、建立は承応二年(一六五三)十月吉日 奉供養庚申二世安樂処、今一つは、大相模分団消防小屋脇の県道南端に建立されている。大成町二丁目一三八番地内、建立は万治四年(一六六一)八月吉日 三尊奉念仏供養結衆二世安樂依敬白 判読不詳十七名の交名石塔である。

八ツ塚に関する口伝を集めると、1此の附近は昔古戦場であり其の時の戦死者を埋葬した処である。2今は消滅してしまった塚の内二個の発掘にたづさはった者に見田方四三八(大成町六丁目)中村中次郎氏明治三十二年生がいる。中村氏の話によると、中村氏の発掘した塚は二個で地主からの話で行った、祟りがあると云われたが別に何事も無かった。当時宝物が出るのではないかと期待して掘ったが何も出て来なかった。もう少し深く掘れば良かったのではなかったかと言っている。五十年程前若い時の話してあ

る。四百年の歳月は総て土と化してしまつたのである。其の塚は後耕地となり跡方もなく消滅してしまつた。3 或る暗い晩の事、塚のある方角に大きな火の玉が燃えあがつた事がある。4 塚の附近ではよく狐の嫁入があり村の人達の多くが見たと云つてゐる。昔古は此の附近の夜の女子供の一人歩きは恐れられていた。

狐の嫁入と云う話しは昔話の中に度々出て来る話であるが、暗夜には昔は光が無かつたので少しの光でも見えたのであらうか。湿度が高く気温の高い時期には地表にリンが浮上して来て空気に触れて発火する現象が、土葬の墓地や死体の埋めた所等に良く見られる現象である。此れを見た村人が、狐の嫁入と言ひ伝えるものである。そして地表に並んで点滅する火や、大きな火の玉の様に燃えた等と云う話し等此の塚に係わる話は、多量の死体から年月と共にリンが地表に浮上して空気に触れて発火したものと云われ、古戦場であり其の時の戦死者を埋葬した塚であると云われる口伝と一致する話して興味ある伝承である。

越谷市に於ける中世の遺跡は、他地方に比較して極めて少ない。神社寺院には其の創建起立を平安時代中又は其れ以前に遡る事出来るものもあるが、縁起書佛像等鎌倉期の伝承あるもの、室町時代のもの等数少く、大多数のものは室町末期から徳川時代に中興されたもので、其れ以前の事は解らないとされているのが普通である。古文書等に於ては特に希薄で数点を教えるのみで、唯一のものは青石塔婆のみである。故に越谷市の中世を資料に基づいて其の全貌を語る事は困難であり、一部の資料や他所の資料を

参考として類推する始末にて中世を見る事は草の藪より天井を見るが如き状態である。

かくの如き中に於て中世の越谷市に居住したであらう豪族、大相模二郎能高・能重と古志賀谷次郎為基・為重・太郎秋近等の名が野与党系図や千葉大系図中に見える。共に千葉平氏の支族である野与党の一族で箕弓氏より、分派した人達で其の地名を姓としたものである。此等の者達の事跡は残されていないので如何なる生活をし、どの様にして滅んでしまつたのか、今の処知る由もないが、然し乍ら此処に八条五郎光平や大相模二郎能高等鎌倉期の者達の後裔と思はれる大相模飛騨守・西脇近右衛門・(西方?) 別府三郎左衛門・柿ノ木小膳・青柳外記等越谷近辺の地名を冠した姓を持つ人々の名が出て来る合戦の話が載っている寺の縁起書がある。

此の縁起書の中に記載されている合戦の模様は、本稿の八ッ塚に伝承されている「古戦場で其の時の戦死者を埋葬した所」と云う話しと符合する、此の八ッ塚の由来を物語る唯一の記録ではないかと思はれる。又此の戦が八条氏、大相模氏や其の一族の滅亡につながる事件であり、其れ等を物語る唯一の資料ではないかと推測出来るのである。

此の縁起書は、越谷市大松栄広山浄土寺清浄院に伝はるもので「新方領六ヶ村、栄広山浄土寺清浄院由緒著聞書」と云い、天正十八年庚寅九月吉日に豊太閤殿下より寺号の由緒を尋ねられ、新方参万石の地を返して寺領の他御朱印地式拾石を領すべしとの御命あり、此の時書き記すものである、此の記録を嘉永四亥年三月清且於武州埼玉郡新方六ヶ村大杉郷川上宗浦写之置。と記載して

有る転写した一書である。

此の著聞書に書かれてある合戦は、前述の如く、歴史書・戦記物・古文書等関係圖書の何れにも記載がなく一寺の縁起書のみにては信憑性に乏しいと云はれ、市史編纂には取上げられなかったが、此の時点では「八ツ塚との関連性を考察しなかつた為の結果の処置であつたのではなからうか。然し乍ら、此の著聞書の中に見える合戦の様子は、地形や土地感・距離感そして合戦に登場して来る人物の姓名と近在に散在する土地名との一致、塚の所在地附近の地形と合戦の場面や戦死者の亡骸を集めて墳墓とした様の記述等から塚の存在が首肯出来る。又塚附近の狐の嫁入の話しや火の玉が燃えた話等リンの発火と思われる現象の伝承等合戦塚である云う証明であり此等の物証から見て、著聞書に記されてゐる合戦の記述は真実であると云う証明が成り立つのである。

清浄院由緒著聞書

著聞書の内八ツ塚に關係する合戦の様子を順を追つて記すと大方次の如くなる。

新方向畑村に新方大靈神と云うは、俗に新方様と称す。此の新方様は其の先は千葉平氏の余裔新方大領頼員は源義家朝臣の催促に依じて奥州に戦功多し。前太平記に記載の新方次郎頼員は是の人物である。其の十六代玄蕃充頼基五代新方頼希は八条兵衛尉と戦ひ敗れ新方の地は八条の略す所となる。永正辛巳年柴広山文管上人新方姓なるが故に兵を率い八条勢を追い旧領を平吞す、村人上人の功を賞し其靈を祠り号して新方様と称すと、後年祠堂破損して宮む人無、上人の尊像を画きて其の忌日を祠るのみ、右向畑

新方様伝由。

当山を六ヶ村の御堂と称しけるは、人皇百五代後柏原天皇御宇、文亀の頃葛飾郡東新方領主の向畑城主新方次郎大夫頼希と、武州埼玉郡八条の領主八条兵衛尉と戦があつた。(八条家は武蔵七党の一つ野与党の一人で其の姓平氏、陸奥国鎮守府將軍平貞盛の裔である。新方家は千葉一門にて前太平記に記載されたる所の新方次郎大夫頼員大領主の後、代々新方の城主たり)

文亀四年(一五〇四)甲子正月、八条兵衛尉平惟茂兵を率いて新方の地を犯す、新方之を聞くと主勢を率いて向畑の城を出馬し小林の郷に陣した。(現東越谷)数日挑み戦ふ同月晦日新方頼希兵を進めて大いに血戦し八条勢を追崩し勝に乗って深入して流箭に当り落命す、新方軍敗れる、八条兵衛尉新方の地を合せ領し向畑の城を類葉別府三郎左衛門に守らせた。此の様にして八条と新方の第一次合戦が行はれた。

此の頃柴広山の住職高賢上人は其姓平氏向畑城主新方頼希の舎弟であつたので自然八条とは快よからず八条も又高賢上人の不敵を惡み狩に事寄せ不意に襲い、一山の衆徒を切殺し又追出し寺や僧坊等一字も残さず焼払い上人を討取らんと搜し求めた。此の折上人は平方白竜山へ行つた後で虎口を遁れ給う、八条聞いて白竜山へ押掛たが見えないので引揚げた。上人は八条の乱坊を聞き東へ向つて走つた、村人上人に告て東の方への御退去覚束なし是より西へ向いて落行給へと案内に任せ西を差して落行給う、春日部一の割の境に至り漁人を頼み舟にて大場の流れを越し中曾根村迄送る、夫より上人衆徒三人を供して角田荒川を(隅田川)押渡り武州の地に入り給う。渋江寺の欣普上人を頼りて年月を送り給う。

以上の文中に出て来る地名や地形等地図に照して符合する。

永正十七年庚辰十月 高賢上人兵を率い向畑の陣城へ押寄せ囲を作つて責立てる、城將別府三郎左衛門大に愕き着物を携へ立出る。不意の事として討れる者多かりし、別府三郎左衛門立揚り大音声に呼はり、敵は誰人にて候哉、新方の長官石川兵部左衛門是を聞て、今宵の軍大將は新方殿の御血統高賢上人にておわずぞや、悪逆無道の八条の者共命惜くば降参せよ、と大音にて呼はり黒煙の中に駆入る。別府三郎左衛門大いに怒つて出家の身似合ぬ軍立て何程の事があらんと石川に渡り合い火華を散らして切結ぶ。八条の衆等赤根太郎左衛門此の動乱を聞て有合せの手の者にて利根川を押渡り、上人の後陣より突立ければ高賢危く見えたる処、此処に無量坊・浄勢坊と云う荒法師大刀打振り赤根の中陣に突入る、赤根勢是が為に陣は乱れて引色に見えしかば別府三郎左衛門此の悪僧輩を討取らんと突て懸る、無量坊得たりと飛違ひ別府が兜を破けよ碎けよと続け様に打据えしかば、さしもの別府三郎左衛門人馬共に打ひしがれ有無も云わずに死にてけり。赤根是を見て人数をまとぬ夜刃の如く悪戦し敵を討つ事数知れず、八条の者共是を見て踏止まり勇を奮つて切返せば上人の陣再び危く見えたる処浄勢坊在来聞えたる強弓なれば小高き所に上り登り五人張の弓十五束三界忘るる計り引き絞リヒョーと射渡す処矢坪違はず赤根太郎左衛門が鎧の鎧走りより総巻付の板より裏面の重を懸けて射通し、矢先血潮に染つて出たれば八条が残党愈々敗北総崩れとなりけり。

高賢上人悦び斜ならず、向畑の城を焼き払い勝どきを揚て引取

り給う。

文龜四年より十六年の後やうやく新方領を回復した事になる。此の合戦の背景には岩付勢の勢力拡大と千葉勢の後背古河公方高基と北条との同盟による戦略との接点に於ける小競合であり、四年後の江戸城翌年の岩付城攻略に連なるものであろう。

八条兵衛尉此の事を聞て大いに怒り、類葉を集合し大軍を挙て武州別府に出張し手分を定む、先陣は青柳外記左衛門、小作田半人・柿ノ木小膳等八百五拾余人、第二陣に大相模飛彈守・西脇近右衛門・領家八郎・困分寺藤九郎五百余人、八条兵衛尉奄千余人軍司を司り永正十八年辛巳正月七日、千間堀を打越して新方に乱入すべしと布陣せり。

高賢上人は一山の衆徒・譜代の武士並に淡江の加勢を合せて宅千参百余人を随いて大吉村に出張す。先手は千間を前にして嚴重に備へをし敵寄せ来らば激しく一戦して追討にせんと、暫し在陣し敵や寄せると待構えたり。

此の日大吉郷香取の宮より白鷺おびただ敷く南を差して飛び行く事布を引くが如し、浄勢坊本陣に在りし上人に申しけるは、白鷺南に飛行の事逆寄せよとの告ならんか、又方角から云うに、正月南天道には吉方願るとは、孫子も言わす処、兵勝の術は密に敵人の機を窺ひ其の不意を撃つと言へり、御賢慮候へと申しければ上人悦び給ふと申したりとぞ。

正月六日の夜人数を七手になし、千間を打越し不意に別府の陣に乱入し陣屋々に火を放ち黒煙の中に攻め立ければ、八条勢慌

て騒ぎ寄切られたり、八条の武士別府・青柳・柿ノ木等乱軍の中に討れしかば敗軍、本陣に雪崩れに懸りて如何とも為す術へ無く、総敗軍となりたり。此時八条叔父大曾根上野介と云者、今宵瓦會根に布陣して新方勢を横より撃んとせし処、別府の方ときを免し黒煙おびただ敷かりければ此方の手配相違して敵方逆寄せしものならんものと、鞭に鐵を合せて別府に馳け付け上人の後陣より攻立れば上人の勢殆んど危かりける處、

此処に安国・淨恩の両寺衆徒大勢を率いて加勢として六日夜大沢の辺迄出張しける處、別府の方ときの声黒煙挙りて見えければ両寺の勢も皆算と別府の方に至り、大曾根上野介の後陣より切立たり。大曾根軍上人の後より切返し切返しして押立勇戦を奮ふ折柄、両寺の荒手に馳立てられ総崩れとなる。上人是に利を得て軍扇を開きて四方へ馬を乗り廻し勝たり勝たりと下知しければ、八条勢勇也と謂えども初度の敗戦に寄切られ勇士數多く討たれたれば終に敗軍し、大将八条兵衛尉も馬の足切落され歩行立になり、今は此迄と自害せんと狂う折柄、小作田隼人遙かに見て飛來り、己が馬に主を乗せて八条の方へ落しけり。其の身敵に取巻かれ尋常に討たれしかば、敵も味方も之を見て天晴なる勇者の最後と誉めぬ人こそ無かりける。

此処に於て高賢上人の軍の勝利とはなりぬ。今日は如何なる日ぞや、永正十八年辛巳正月六日の夜丑の半刻より翌七日の朝迄八条衆七百貳拾余人、新方衆參百貳拾四人の討死せる者有りと聞えし。

高賢上人勝どきを揚げ父兄の旧領を安堵し功有る者に賞を与へ敵乍ら小作田隼人が忠死を悼み其の地に墳墓を営み、其日討死の亡骸を集めて大念仏を修行し彼我親平等の供養を成し給いしぞや有難かりける事どもなり。此処に於て東新方の地自づから寺務の領知の如く年貢を宜し、六ヶ村の御堂と稱しける事は此の時の事なり。去る永正十八年中大永と改元あり。

以下略

以上が新方勢と八条勢との文龜四年・永正十七・八年にわたる合戦の模様であるが、其処に記されている生々しき合戦の模様と共に出て来る地名・地形そして地名と均しき姓名を冠した武将の名等、物語に出て来る地形を地図に照して読む時悉く一致して當時の事が眼前に浮ぶが如くである。特に八条衆討死七百貳拾余人、新方衆參百貳拾四人の戦死者の死骸を集めて其の地に墳墓を営み供養したとある其の場所等合戦の模様等より別府の地より千米足らずの此の屋陰の地に塚が残存している事は誠に當を得ている事である。

著聞吉の記述の内

寺名―柴広山浄土寺清淨院・安国寺・白竜山林西寺・淨恩寺等
皆実在せり。

地名―新方領・渋江・向畑・船渡郷・大吉郷・千間堀・小林郷
一の割・大場川・中會根・瓦會根・大沢・別府・八条領
角田荒川・平方等皆地図に照して実在の地名である。

地名と姓名の一致するもの―八条ノ八条兵衛尉・新方ノ新方次
郎頼希・大曾根ノ大曾根上野介・小作田ノ小作田隼人・
青柳ノ青柳外記左衛門・柿ノ木ノ柿ノ木小膳・別府ノ別

府三郎左衛門・大相模ノ大相模飛彈守・西方ノ西脇近右衛門等皆姓と同一の地名が存在する。

騎西郡に平安末期より入殖した野与党一族は皆其の居住した地名を姓としているので是等の人々は此等一族支流であろうか、文中にも類葉とある。

著聞書に記載の合戦の模様から、別府の八条方本陣へ新方勢大吉より夜船にて夜襲を懸け、其の後方より大曾根上野介が互曾根より駆付け後より攻め懸り、又其の後方より安国、浄恩両寺の衆が大沢より馳参じて上野介の背後を攻立てて新方勢を勝利に導いたとあり、別府より塚のある屋陰迄千米程であり以上の合戦の様子から屋陰の辺に戦死者の死体が多くあり其処に集めて埋葬したとある事と一致して首肯出来る。

著聞書記載の人物の内、新方氏に付いては大沢古間篤にも記され又其の後裔と称する家系が残存している。

然し乍ら敗れたる八条勢方には僅かに八条・小作田・大相模・別府に其の館跡との伝承を残すのみで其等の地名を冠した人々の姓を伝えるを知らない。八条方の敗北が是等の人達の存在を否定し、氏姓が消滅してしまつたものか、他に理由が有つたものか、何れにしても是等の氏族の滅亡に繋がる程の重大事件であつた事には違ひないはずである。

此の時期に於ける関東の情勢を理解する為に文亀四年の前後と永正十七・八年前後の情勢と是等の合戦の背景を考察して見ると文明十八年（一四八六）七月 太田道灌主扇谷上杉定正の為に暗殺された後、山内上杉と扇谷上杉との間に対立が出来た。

長享二年（一四八八）扇谷定正は、敵方であつた古河公方成氏と長尾景春と結び、山内顯定を武蔵須賀原に敗る。以後永正二年（一五〇五）三月扇谷川越城での山内と和議成立迄続く、此の戦に大田資康は山内方となり戦う。

延徳三年（一四九一）四月三日 伊豆堀越公方政知没す五十七歳。一子茶々丸相続するも異母弟潤童子と其の母円満院と不仲の爲之を同七月殺すが、旧臣等は茶々丸に心服せず混乱となる。堀越家の内紛に刺じ丁度両上杉の抗争で伊豆衆の留守中に伊勢新九郎長氏は茶々丸を殺して伊豆国を手中に収めた。（後の北条早雲である）此れにより関東の状況は又新たな情勢へと転開される。明応二年（一四九三）四月 古河公方成氏の息政氏と山内顯定勢と下総国武井城にて戦う（其の時期山内勢力盛返して下総迄及ぶか）。

同年八月 下総国下河辺庄下方番匠先に、逆修交名 十三仏板碑建つ。

同年十月十五日 扇谷上杉定正没、五十一歳。

明応四年（一四九五） 本土寺過去帳 ヤトミ瑞庇位、同正位東方にて討死（越谷市東方か）。此の時期下総・武蔵国境附近にて一進一退の戦が繰返されていた。

明応六年（一四九七） 古河公方足利成氏左兵衛督 六十四歳没。

明応十年（一五〇一） 文亀元年と改元す。

文亀四年（一五〇四）正月晦日 八条兵衛尉平惟茂新方庄犯す新方頼希討死、八条兵衛尉新方の地を領す。

同年 吉河大武、下内川（吉川町）の正覚寺を起立する。

同年 本土寺過去帳 道教位吉河大式・道中位吉河大式。
同年 左京阿日慶逆修・民部阿日誓逆修の刻記する板碑の建立有り。

是等一連の本土寺過去帳にある靈位や寺院の建立そして青石塔婆に見る逆修板碑が八条軍の新方庄進攻に關係あるか否かは不明であるが利根川を挟んだ対岸での出来事である。

文龜四年(一五〇四) 永正元年と改元す。

永正元年九月二十七日 山内顯定・憲房父子は扇谷朝良を討つべく上武の兵を督して、立川原(立川市)戦い兩軍死闘の末引分其の後山内顯定の援軍として越後の上杉房能と長尾為景が到着するにより勢力を盛返し扇谷を川越城に追詰める。

永正二年(一五〇五)三月 山内・扇谷兩上杉の和議成立し、扇谷は川越城を明渡し江戸城に帰り扇谷朝興に家督を譲る。

此の時期足立郡高尾(北本宿)太田資家の領地と成る。太田資康は扇谷上杉家に帰参して江戸城に行く等和議により勢力分野の変化が見られる。

永正四年(一五〇七) 古河公方政氏と子息高基と不和となり、合戦に及び父政氏は小山頼長を頼り走る。

以上の如く関東の情勢は、戦雲何時果てるとも知れず変転しつつある時期にて、八条兵衛尉は扇谷上杉の江戸勢の先鋒であったか、此の時期、古河勢は扇谷の味方ではあるが、政氏と高基との不和確執の前の時期でもあり、文龜四年には山内と扇谷との大合戦の前夜であった事も事実である。(八条郷には八条上杉家の伝承があり八条流馬術の名の出所と見られる、深谷上杉家系譜に

永の頃扇谷彈正少輔朝定の子朝頭は、八条中務大輔子満朝八条修理亮を称して居り、古くから八条郷は扇谷一統の所領であった事を窺う事が出来る)

何れにしても、古河公方成氏亡き後政氏と子息高基との不和の熾る時期であり、其の上に山内上杉と扇谷との永年の対立にも決着を付け度い時期でもあったわけである。此の様な情勢のもとでの小競合いの合戦であった事と思われる。

此の合戦の年、永正元年九月山内・扇谷の合戦があり翌年三月扇谷の劣勢のもと和議が成立、永年の紛争に終止符が打たれる事となる。

第二次合戦のあった永正十七・八年前後の彼我の背後の状態は第一次合戦のあった文龜四年の時とは又違った趣を呈している。

永正六年(一五〇九)七月 山内顯定は弟越後国守護上杉房能が一昨年守護代長尾為景に殺された弔合戦の為越後に攻撃した山内顯定・憲房父子は、翌七年六月二十日越後長森にて長尾為景と戦い顯定敗死する。子憲房は上州平井に逃げ帰る。顯定五十七歳没。顯定の敗死により勢力の均衡が破れ関東平野に新たな戦雲が立ち籠めて来る。

即ち長尾景春入道伊玄は時至れりと、越後長尾為景を催し上州沼田に布陣する。時を同じくして七月十九日には小田原の北条長氏(早雲)長尾為景に呼応して三浦郡住吉城に出馬する。扇谷の臣小田蔵人佐政盛が北条長氏に通じて権現山城(横浜市)に叛して籠る。山内憲房は扇谷朝良と共に之を追う。

一方古河公方政氏の弟は顯定の遺言により管領家の養子となり顯実と名乗り鉢形城に拠る。又顯定の養子憲房は上野国平井城に

拠して顕実と対峙し、長尾伊玄は白井城を本拠として越後の長尾為景に應じ、扇谷朝良・朝興は江戸・河越に本領を持して山内憲房に應じた。

此の如く又々新局面が転開されて三ツ巴の乱戦となる。

永正九年（一五一二）八月十三日 北条早雲は三浦道寸（扇谷持朝の子高敏の子）の岡崎城を攻める。道寸住吉城に逃れ、扇谷朝興江戸より出撃するも敗れて逃帰る。北条早雲は鎌倉の地に入る。

同年十月 伊豆より江戸への要衝玉繩城（大船）を築く。

永正十年（一五一三）九月二十九日 道寸の女婿太田資康は江戸城を出て三浦郡衣笠城にて早雲と戦い敗死する。嫡子資高相続す。

永正十二年（一五一五）五月一日 本土寺過去帳 千葉勢の原弾正なる人物討死す。岩付勢との戦か。

永正十三年（一五一六） 扇谷朝興は三浦道寸救援の爲玉繩城の早雲を攻める。

同年七月 早雲は之を撃退して、急転して三浦の新井城を一挙に攻める。同十一日道寸・道意父子は安房へ逃る勧めを振切つて城を打て出て、父子枕を並べて討死し此処に三浦氏滅亡す。扇谷の重臣三浦滅亡は扇谷方に重臣となつて江戸をおびやかす事となる。

三浦郡を手中に収めた早雲は玉繩城を安泰のものとし前進拠点として着々と江戸城攻の計略を策した。

永正十四年（一五一七）四月二十八日 本土寺過去帳 高城治部少輔（千葉勢）番匠免（三郷市）にて討死す。岩付勢との戦か。

永正十六年（一五一九）八月十五日 北条早雲没、八十八歳。氏綱前年家督を相続す。

永正十七年（一五二〇）十月十六日 前年新方庄を八条に押領されていたが、之を新方太田の応援を得て奪還し向畑城を回復する。

永正十八年（一五二一）正月六日 八条勢新方を掠めんと出張す。新方之を渋江の応援を得て勝利する。

永正十八年（一五二一）大永元年と改む。

大永元年正月十六日 岩付城主太田資家没す、七十五歳。太田資頼岩付城主となる。

大永四年（一五二四）正月十一日 江戸太田資高北条氏綱に通じて扇谷朝興に叛す。高輪原で戦つた扇谷朝興は江戸城に押返され太田の叛乱にて川越指して落ちる。之により江戸城は北条氏綱の手に落ちる。

同年十月十日 山内憲房は江戸城を奪回すべく上武の兵を擁して上洲平井城より出馬、鉢形城に陣す。毛呂城を攻める（毛呂太郎江戸落城の時氏綱に与す）氏綱毛呂に援するも憲房と和議、毛呂城明渡しして江戸に退き、山内憲房も引揚る。

大永五年（一五二五）二月二日 岩付城内渋江三郎は北条氏綱に通ず。氏綱之により岩付城主太田資頼を攻める。資頼渋江の内応に城を捨て石戸城に逃れる。之により岩付城は北条氏綱の手に落ちる。上杉勢の奪回続くも追散し、菖蒲城も落城、上杉憲政之を攻める。岩付より渋江の応援にて追散らす。

同年三月二十日 北条氏綱は大石石見守の守る葛西城を攻め落す。之により国府台城に対する事となる。

大永五年三月二十五日 山内憲房没す。足利高基の子憲広が憲房の後を継ぐ。幼少の為に長尾・大石・藤田・小幡等の重臣が山内上杉家を守る事となる。

以上が第二次合戦のあった永正十七・八年前後の背景である。

第一次は山内と扇谷との対立の時期の戦であったが、第二次は北条家の脅威の迫る時期にて古河公方家の内紛と、山内上杉家の管領頭実(政氏の弟)と憲房(顕定の養子)との対立、長尾伊玄と長尾為景相呼応しての両上杉家への抗争等山内・扇谷両上杉に取って危急存亡を告げる前夜でもあり、三ツ巴の乱戦の時といえる。

北条早雲は伊豆を略取し小田原城を手に入れ鎌倉に入り玉縄城を築き、三浦道寸を滅亡させ江戸城攻略の策を練っている時期、永正十五年氏綱に家督を譲り翌年没す。大永元年二月には(第二次合戦の直後)足利高基の子亀若丸に氏綱の娘を嫁入させている。大永四年に江戸城、翌五年に岩付城を攻落している。

古河公方家は、永正四年政氏と子息高基と不仲になり政氏小山に走る。同七年上杉顕定越後で敗死するや政氏の弟は管領家の後を継ぎ鉢形城に拠し、上杉憲実と称した。顕定の養子憲房上州平井城に拠し之に対抗する。永正十二年五月、千葉勢の原正なる人物が鳩谷にて討死すとあり、同十四年四月千葉勢高城治部少輔番匠にて討死とあり、共に岩付勢と千葉勢(背後に高基か)との戦と思はれるが三年後の新方と八条との戦に直接関係があるか否かは不明である。高基の息亀若丸は前述の如く大永元年二月氏綱の娘を嫁としていた。後の足利晴氏の事である。

山内・扇谷上杉家は、永正二年両上杉が和議してより、太田資

康は江戸の扇谷へ、太田資家は岩付城主となる。永正七年山内顕定、弟の仇を討たんと越後に出陣したが長尾為景の為に敗死す。永正七年六月二十日没、五十七歳。養子の憲房は上野平井城に逃帰る。

長尾景春入道伊玄は時や至ると為景と通応して白井本城より沼田に布陣する。北条長氏も、為景に与して相州三浦郡住吉城に出馬す。又上杉の臣上田蔵人政盛も長氏に通じ、権現山城に謀反し籠る。七月十九日之を追う。翌八年古河公方政氏弟義継を憲房幼少の為管領職を継ぎ、山内顕実と称し鉢形城に居住す。憲房対立し長尾景長を差向、顕実白井城に追われる。同十年九月三浦氏滅亡。三浦郡北条に降る。大永二年養竹院に太田資家没し、同四年正月太田資高の内応にて落城、北条氏綱の手に落ち、翌五年二月渋谷三郎の内応により岩付城落城、氏綱に降る。同年三月十六日上杉憲房没。足利高基の子賢寿王丸養子となり、憲寛と改め管領家を相続する。

足利・北条・上杉の三家の状況をそれぞれ分けて考察すると、第二次新方八条戦の時期に於けるそれぞれの背景は、永正十二年に足立郡鳩谷や川一重向の地番匠免に戦があった事を考えるに、武総国境の越谷の地も平穩の日々では無かった事を窺い知る事が出来る。此の戦の直後の二月には、北条氏綱の娘が足利高基の子亀若丸(後晴氏)に嫁入している。

此の様な事から考察するに、新方勢の背後には岩付の属する上杉があり、八条兵衛の背後には、北条の意図の下に動く古河の高基側の応援が有る事が察知する事が出来、両勢力の接点での小競合であった事が窺い知れるのである。北条氏関東制覇の野望の下、

其の謀略に動く情勢は、足利家の内紛を利用した高基への接近、江戸・岩付城攻略への策略等々其れ等の攻防の前哨戦とも見らるるべき小競合の合戦ではなかったかと推測出来るのである。ともかくも、四百五拾九年前に葬られた屋陰の八ツ塚は、今や土と化して消滅しようとしている。此の塚に眠る千余の亡霊は今何を物語るうとしているのか知る由もないが、吉川県道を走る自動車の排気ガスの中で、昔時の哀れを留めている。

報告

幹事長 木村 信次

先ず史跡めぐりに関しては、越谷と歴史的に関連ある地域の史実の追求を足によって遂行した。毎回郷土資料編として当該地域

に関する文献を集め、小冊子を参加者全員に配布して見学の果とすることは従来と同じである。この史跡めぐりの百回を記念してこの三月を第一回とする日光街道宿駅シリーズを考えている。研究発表会も六十一回を数えるに至った。次回は庚申年一月に開催されるので、「山王二十一仏庚申板碑」の発表を予定している。

今後も、会員諸氏の熱意により更に回を重ね、顕著な成果を期待して筆を擱く。

① 史跡めぐり

回数 番号	実施年月日	場所・神社仏閣その他
86	昭和五十三年 四月廿日	国府台城跡・真間の手児奈霊堂・野菊の 墓文学碑・柴又帝釈天
87	六月十八日	川越方面、喜多院・川越城跡・蔵造り資 料館
88	七月廿三日	疏山方面、東福寺・郷土資料館・近藤勇 陣屋跡・赤城神社
89	九月廿四日	行田埼玉古墳群・さきたま資料館・前玉 神社・板碑資料館

96	95	94	93	92	91	90
七月廿二日	六月十七日	四月廿二日	三月廿五日	昭和五十四年 二月廿五日	十一月廿六日	十月廿二日
将門首塚・皇居東御苑	新方方面、北川崎聖徳寺・大松清浄院・大松長野邸・向畑藤原様・向畑陣屋	鎌倉方面、源頼朝の墓・鶴岡八幡宮・宝物館・白幡神社・鎌倉国宝館・執権北条館跡・大蔵幕府跡・法華寺跡・寿福寺・政子・実朝の墓・銭洗弁天	大相模方面、飯島八塚・観音寺（中村家霊名簿）・中村千枝氏宅（横堀・墓地・塚）・大聖寺（取水口遺溝）	国分寺方面、薬師堂（重文木造薬師如来座像）・現国分寺・萬葉植物園・文化財保有館・武蔵国分寺跡・府中方面大國魂神社	結城方面、称名寺（結城朝光の墓・越ヶ谷氏の墓石）・弘経寺・奥順資料館（結城つむぎ）・慈眼院	関宿町、実相寺・宗英寺・鈴木貫太郎記念館・関宿関所跡記念碑・関宿城跡

59	58	57	回数 番号	99	98	97
昭和五十四年 一月廿八日	八月廿七日	昭和五十三年 五月廿八日	年月日	十一月廿五日	十月廿八日	九月廿三日
研究発表 主題 日光街道脇往還について	研究発表 主題 埼玉県東部附近の民間信仰板碑 ——越谷市を中心として——	研究発表 主題 新方庄及び向畑の伝説（新方陣屋）	② 研究発表会 概要	西新井大師（本堂・山門・ささえ堂・塩地藏）・中曾根神社・中曾根城跡・関原山不動院・明王院	吉川方面、千躰庚申塚・泉無形文化財手造り藍染島田宅・密蔵院・清浄寺・芳川神社・中世武将戸張冢墓・延命寺	栗橋・古河方面、静御前の墓碑・栗橋宿関所跡・中田宿場・光了寺（静舞衣）・古河公方館跡・足利義氏の墓・思案橋

61	60
八月廿六日	五月廿七日
研究発表 三原善太郎 主題 サキタマヒメと越ヶ谷 — 久伊豆神社について —	研究発表 本間清利 主題 地方自治の変遷と越谷

感想

鎌倉の史跡巡りに参加して

大久保 知子

去る四月二十二日 天候に恵まれ、うららかな春日和の一日N
HK大河ドラマ草燃えるで賑わっている「鎌倉について」理事山
崎善司様の深い御研究を頂いて、五十二人の大部隊は越谷駅を八
時二十五分に出発いたしました。鎌倉駅に着きましたのが十時で
ございました。時節柄鶴岡八幡宮の長い参道は押すな押すなの大
盛況、参道の両側には八重桜が一面に咲き乱れておりました。

思いも新たに八幡宮の石段を踏みしめ途中左手に彼の隠れ銀杏、
時の將軍源實朝（二十八才）兄頼家の子公暁（十九才）鶴岡八幡宮
別当に襲われて横死なされたことなど思い浮かべ感無量でござ
いました。

出でていけば主なき宿となりぬとも

冨場の梅よ春を忘るな

何かもの悲しく頭に浮んで参りました。

石段を登りつめ先づ舞殿の前に立ちました。静御前が義経を慕
って舞った所と申され、脚はしばし釘づけになりました。毎年四
月には、静の舞が此処で奉納されると云うことでした。然し実際
は静御前の舞った所は若宮の回廊がその舞台であったと云われる。
（静が舞った翌年舞殿が完成した）その立派な回廊のある若宮を
拝観し、観光で見るコースとは全然違うコースに随って脚を進め
ました。

段葛—執権北条館跡—大蔵幕府跡—法華寺跡—源頼朝の墓—三
浦一族の墓—大江広元の墓—畠山重忠館跡—宝物館—白幡神社—
鎌倉国宝館—源平池—鉄の井—窟屋万堂—寿福寺—政子實朝の墓
—銭洗弁天等盛り沢山の所を見学いたしました。特に私の心を
打った、頼朝、政子、實朝の人物とお墓についての感想を記した
と思います。

源頼朝の墓、苔むす石段四十九段を登りつめた大倉山の中腹に
たぶと云う大樹におおわれて苔に包まれた層塔の石塔が暗いじめ
じめした一坪半程の墓所に建っていました。彼の英雄の墓とは思
われない程見すばらしく見えて悲しさがこみあげて参りました。

大倉のたぶの大樹の下影に

英雄の墓は苔むしてあり

頼朝は馬入川（相模川）の橋の落成式に臨み、その帰り路で馬
から落ち、これが本となり五十三才で亡くなられたとのこと。す
將軍職にあること八年、頼朝は智恵も深く落ちつきもあって何事
も成功の見込がたった後でなければ始めないと云う性格であり、

又常に皇室を尊敬し国民の本分を忘れなかつた人として褒められたえられております。小さい時からしばしば難儀にあいながらも少しも挫けず一代のうちに乱れていた国内を鎮めたことは実に大手柄でありましたが、あまりにも功勞のあつた弟達や家来を借気もなく殺してしまつたことは源氏お家のためにもこの上ない大失敗であり返す返すも残念でなりません。

頼朝が將軍になつてから僅かに三代、二十八年で源氏の血統は絶え、源氏の將軍も終つてしまつたのです。この大倉の地は頼朝が幕府を設けられた所と云われる。

北条政子の墓と実朝の墓

寿福寺は鎌倉五山のうちの三番目（亀谷山）にあり、この寿福寺仏殿の裏山に政子の墓地がありました。墓地と申しましても、山をけずり大きな奥深き洞窟の中に安置され静かに眠っているのです。塔は安山岩製の美しい五輪塔であります小さいものでした。どなたが、あげたか供養花がかすかにゆれていました。いつもお花が絶えないと聞きました。私も香をたてて冥福を祈りました。

母政子の墓の少し離れた右側に、やぐらに安置されている實朝將軍の墓がありました。牡丹唐草の文様があるので唐草やぐらとも呼ばれていると。ここには母子並び眠っていると思つて少し心が軽ろやぎました。

洞の中薄くらがりに尼將軍と

實朝の墓並び建ちあり

源實朝、兄の頼家が我儘と病弱の理由で將軍職を廃せられ（十二才）伊豆修禪寺にうつされ二十三才の時風呂場で祖父時政の

計らいで首に繩をかけ殺されてしまいました。その時子供の公暁は四才でありました。母政子の心中は如何であつたでしょう。

ここで實朝は將軍になるのですが、まだ十二才の子供であるので、政治は執權時政と、母の尼將軍が行つていました。然し時政は、孫を殺すような陰謀家であつたため父上とは申しながらもすっかり政子に見破られて、髪を剃つて伊豆の北条に隠居し七十八才で亡くなり、政子の弟義時が代つて實朝の執權につきました。

實朝と云う人は大へん利口な人物であり、叔父の義時の我儘も承知していたが、何分にも恃みとなるべき一族がなくなつてしまひ、それに力となるべき家来も亡くなつてしまつた後のことですから、うっかり事を始めては却つて災難を受けると諦めて一向世の中の事は知らないもののように見せかけて、和歌を作ることや高い官位に昇ることを望んでいました。

山はさけ海はあせなん世なりとも

君に二心我れあやめやも

と云う有名な歌がありますが、實朝も父頼朝と同じく皇室を尊敬する心の深かつた人でありました。二十七才の時右大臣になりましたので、大いに喜びその翌年承久元年正月二十七日午後八時頃氏神鶴岡八幡宮に参詣して、右大臣拜賀式を挙げ終つて帰り来る途中、甥の公暁にさされて横死してしまつたのです。残念な事でした。この事実を知つた母の心中重ね重ねの不幸狂わんばかりだつたでしょう。

北条政子、時政の娘として生れ、頼朝の妻となり頼朝の亡き後は尼將軍として、頼家實朝兩將軍の後見役を果し、承久の乱には御家人達の將兵に團結を呼びかけて、男勝りの尼將軍の面目を果

したのでした。夫に先だたれ、娘の死、頼家、實朝の非業の死を見なければならなかった政子は、女性として母として果して幸せであったのでしょうか。

然し政治家としては、たぐい稀れなる資質の持ち主だった事は確かであった、政子は六十九才で亡くなりました。

政子の墓より少し離れた左手に作家、大仏次郎先生も眠っていました。

こんなに盛り沢山見学し感激し昂奮して参りましたが、午后四時には鎌倉駅に着き六時には、我家に帰りました。ほんとうに有意義な一日でございました。

織物の郷を訪ねて

名倉 さわ

木々は早や紅葉初め朝空は澄み渡り秋色其の儘でした。十月二十六日、九十一回目の史跡廻り結城の郷に案内を戴きました。好天に恵まれ、袖の発祥地に参るとの事にて女性の方々が特に多く参加なされ、若いお母様方のグループが仲睦まじく肩を並べて話し合い和やかな一時でした。女性として和服の魅力には私も同じ思いで参加させて頂きました。仲良しの方もお誘ひ致しました。本場の袖を見学させて頂けると思ふと急に心が弾む思いです。今日の史跡廻りの御計画戴いた理事さんには深く感謝申し上げます。流石結城に着きますと立派な資料館が建設なされており、其の白壁は眩しい程美しく秋色の中に輝いておりました。資料館の窓より筑波山の全景が一望に開けており眼下よりの遠望は落葉した桑の枝が梢の如くになり風が盛に揺れ動いてる何とも言えぬ機の郷に相応しい雰囲気が出ており、袖の事に就いては多くの方々の

お話の中で自分なりに理解した事と思ひ込んでおりましたが、当地に来て袖の出来上るまでの技術を細々とビデオにて見せて戴き其の手作業の中でも老婆が真綿より引出す一本の糸、其の巧みな指先の感受さには驚くばかりです。其の指先より生れた糸を藍染に漬し緋絞りに染め上げる男の作業が終れば、女性が糸の柄を合せ腰引いざり機にて織り上げて行く巧みを業により仕上がり行く反物の袖は、特に昔より伝はる飛緋、井桁緋織は民芸的な感触と色合の渋さには特に心引かれる物がありました。時の流れと共に今は美しい花模様又は縞などに変りつつあるそうです。一反織り上げるのに数ヶ月も係るとのこと、当時のいざり機に女達が夜なべをかけて織り上げた女性の機織が厳しい手作であったかが熟く伺われました。特に資料館内の腰引いざり機の模型にはすっかり見惚れて暫く佇んでしまいました。館を後に秋晴れの町中に出ると、家並の中に一家の家を指さしNHKの朝のドラマの「鳩子の海」のお話が出てあの主人役の鳩子の防空頭巾が袖であり、此の地が舞台になった四万山話に暫く花が咲きました。袖が遠い室町時代に結城家が朝廷や將軍家に献上品として使用なされ、此の袖を結城家の名を取って其の名を結城袖と名付けられたそうです。結城袖は昭和二十八年県の無形文化財、更に三十一年には国の重要無形文化財の総合指定を受けられておる等、今回の史跡廻りに参加させて頂きましたこの解を得ることが出来、其の織物の原名を知ることには大きな心の糧とでも申しませうか。桑畑を通り抜け落葉舞ふ畑の傍に永久に眠りし結城家の十六代余も続く墓に合掌させて頂き感無量の心地で一日を過ぎさせていただき帰路に着きました。

桑枯るる結城の墓や一区画

袖見守り永久に眠れる

越谷市郷土研究会々則

昭和四〇・二・二七施行
昭和五二・五・二二改訂

第一章 総 則

第一条 本会は越谷市郷土研究会と称する。

第二条 本会の事務所は越谷市立図書館内に置く。

第三条 本会は市内の郷土研究者の連絡をはかり郷土史料の調査研究を目的とする。

第二章 事 業

第四条 本会は第三条の目的を達成するため左の事業を行う。

一、郷土史研究の連絡とその啓発

二、郷土文化財保存の協力

三、機関誌の発行

四、その他本会の目的達成上必要を事項

第三章 会 員

第五条 会員は本会の趣旨に賛同するものを以ってする。

第六条 会員は会費として毎年度初めに金貳千円を納入する。
(機関紙並に通信費を含む)

第四章 役員及び職員

第七条 本会に左の役員を置く。

会 長 一 名

副会長 一 名

理 事 若干名

幹 事 二 名

監 査 二 名

顧 問 若干名

会長、副会長は理事会の推薦とする。

理事は総会に於て会員の中から選任する。

顧問は理事会で推薦し会長が委嘱する。

幹事は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。

監査は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

第八条 会長は会務を総理し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときこれに代る。

理事は理事会を組織し会務の執行に当る。

顧問は重要な会務につき会長の諮問に應ずる。

幹事は庶務会計に従事する。

監査は会計を監査する。

第九条 役員は任期は二年として再選を妨げない。

第五章 会 議

第十条 会議を分けて理事会、総会とする。

第十一条 理事会は必要の都度会長が招集する。

第十二条 総会は毎年一回会長が招集する。

第十三条 本会の会議は出席者の過半数をもって議決する。

第六章 会 計

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及び雑収入をこれに充てる。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日から始まり三月三十一日に終る。

附 則

1. 本会の会則の変更は総会の議決によるものとする。
2. 本会則施行のため必要を規定は会長が別に定める。
3. 本会則の施行は昭和四十年二月二十七日とする。

運営の実際について「お知らせ」

※ 昭和五十二年度総会に於いて、附則第一項に依り第三章第六条の会費を二千元に改め（機関紙並に通信費を含む）に適用することを議決即日実施

- ※ 一月 研究発表・新年顔合わせ会
- ※ 五月 研究発表と総会

本会は原則として、毎月第四日曜日に行うことにし、其の都度、月の上旬に全会員に案内状を発送しています。
その累計が「報告」にある通り史跡めぐり九九回、研究発表六一回となりました。

会員外から講師を招聘して聴講も致しております。

あ と が き

ようやく会報第三号をおとどけすることができた。執筆された方ならびに編集委員の方々にあつくお礼を申し上げる。
史跡めぐりもこのたび第百回を迎えたことはまことに同慶の至りである。
一九八〇年は展開の年であるといわれる。会員諸氏のなおい層の御健闘を期待する。

副会長 石 塚 吉 男

編集委員

- 石 塚 吉 男
- 木 原 徹 也
- 木 村 信 次
- 日 置 宗 一
- 三 原 善 太 郎
- 谷 岡 隆 夫
- 中 村 忠 夫
- 鈴 木 種 雄
- 山 崎 善 司

会 報	三号 会員頒布
発行日	昭和五五年五月
発行所	越谷市郷土研究会 越ヶ谷四一―一四
代表者	越谷市立図書館内 小 島 誠
印刷所	越谷市大沢三―二―十五 中 田 印 刷 所

郷土研究会名簿（市外者）

氏 名	郵便番号	住 所
加 藤 幸 一	1 2 1	東京都足立区内匠本町 2 7
遠 藤 忠	1 2 1	〃 足立区伊興町大境 1 6 5 9
杉 田 政 男	1 2 1	〃 足立区伊興町 2 8 - 7 5
長谷川 士 郎	1 2 1	〃 足立区西保木間 3 - 1 2 - 1 棟 - 3 0 2
三 原 善太郎	1 5 5	〃 世田谷区宮坂 2 - 2 0 - 1 4
三 原 き わ	1 5 5	〃 〃 〃
竹 内 誠	1 6 4	〃 中野区上高田 4 - 8 - 1 - 1 0 6
中 西 真 郎	1 7 3	〃 板橋区板橋 3 - 6 1 - 5
萩 原 龍 夫	1 7 3	〃 板橋区南町 5 5 - 7
官 崎 信 弑	1 7 3	〃 板橋区弥生町 3 7 - 4
星 野 昌 治	272-01	千葉県浦安町入船 3 8 - 1 1 7
木 原 徹 也	2 7 8	〃 野田市中根 1 4 0 - 1 7 4
頼 高 房 子	2 7 8	〃 野田市岩名 1 8 5 9
吉 本 宮 雄	3 3 0	埼玉県大宮市三橋 1 - 5 1 5
小 沢 正 弘	3 3 4	〃 川口市安行原 1 8 1 8 - 8
小 林 松 次	3 3 6	〃 浦和市三室 4 0 5 6
原 初 男	3 3 8	〃 浦和市上木崎 2 - 8 - 2 2
大 村 進	3 3 9	〃 岩槻市上野 4 2 2 - 1 7
鈴 木 浩	3 4 1	〃 三郷市彦成 6 0 0
中 村 舜 朔	3 4 1	〃 三郷市丹後 1 6 8 5
井 上 文 子	343-01	〃 松伏町内前野 3 1 6 1 - 8
金 子 裕	3 4 4	〃 春日部市大字八丁目 2 1
山 本 憲 一	3 4 4	〃 春日部市武里団地 8 - 1 2 - 1 0 7
谷 沢 孝	3 4 4	〃 春日部市藤塚 2 1 4 2
渡 辺 隆 喜	3 5 9	〃 所沢市下富 1 0 4 3 - 8 8 フラワーヒル 3 5 - 1 0

氏名	郵便番号	住所
三 吉田 倭	343	越谷市蒲生寿町5-23
吉田 敏子	"	" 大沢1716
ワ 鷲尾末吉	"	越谷市北越谷2-8-1

氏名	郵便番号	住所
フ		
深井源司	343	越谷市川柳町2-474-1
福本政忠	"	" 下間久里1148-1 スカイハイツB-609
藤波秀子	"	" 蒲生寿町6-6
ホ		
本間清利	"	越谷市柳町3-23
マ		
松村フミ	"	越谷市恩間250
ミ		
宮腰清雄	"	越谷市南越谷3-19-3
宮副二郎	"	" 登戸町35-29
宮別ミツエ	"	" 登戸町35-29
三菱銀行支店長	"	" 弥生町13-3
ム		
武蔵野銀行支店長	"	越谷市越ヶ谷1-2-8
モ		
森和夫	"	越谷市大沢3-16-20
森道麟	"	" 大林29
本橋弘章	"	" 越ヶ谷3141-3
ヤ		
山崎久吉	"	越谷市下間久里53
山崎善司	"	" 弥生町12-7
山口時雄	"	" 下間久里14

氏名	郵便番号	住所
<u>ト</u>		
富野秋雄	343	越谷市蒲生寿町18-49
<u>ナ</u>		
中元綾子	"	越谷市登戸町18-39
中野実	"	" 蒲生西町1-5-22
名倉さわ	"	" 新川町1-82
中島清子	"	" 越ヶ谷本町11-7
中山公子	"	" 大泊590-37
中山勤一郎	"	" 弥生町4-35
直江りき	"	" 北越谷1-10-15
中村和子	"	" 平方2936
中村志夫	"	" 柳町3-21
<u>ニ</u>		
新田和平	"	越谷市袋山603-10
<u>ノ</u>		
野口仁礼	"	越谷市越ヶ谷本町8-24
野村島隆信	"	" 西新井478
<u>ハ</u>		
長谷川幸太郎	"	越谷市越ヶ谷2844
林美保子	"	" 神明町1-212-1
林文信	"	" 南荻島209
<u>ヒ</u>		
日置宗一	"	越谷市蒲生西町1-8-63

氏名	郵便番号	住所
埼玉銀行支店長	343	越谷市越ヶ谷2-4-28
齊藤友子	"	" 越ヶ谷1-3-29
佐藤久夫	"	" 蒲生西町1-8-66
斉藤武雄	"	" 北川崎235
桜井春次	"	" 越ヶ谷5-3-52
シ		
新藤ヨシ	"	越谷市袋山1213
ス		
鈴木美津子	"	越谷市北越谷5-9-31
鈴木種雄	"	" 赤山町2-170
セ		
瀬戸山紀一郎	"	越谷市蒲生2-8-4
関根昭治	"	" 蒲生3657
タ		
高崎力	"	越谷市平方1416-1
高橋正輝	"	" 東柳田町10-31
平信夫	"	" 下間久里60
田熊仁之助	"	" 東柳田町2-12
谷岡隆夫	"	" 宮本町2-201
高谷良子	"	" 赤山町4-6-14
田村キミ	"	" 大道903
チ		
塚越近	"	越谷市越ヶ谷3-6-30

氏名	郵便番号	住所
大谷 達 人	343	越谷市平方1834-46
大森 みゆき	"	" 蒲生本町6-13
大久保 知子	"	" 西新井1033
大坪 より子	"	" 袋山堤通り1176
<u>カ</u>		
亀山 きく	"	越谷市下間久里266
加藤 満	"	" 増林6795-31
加藤 弘進	"	" 西方442
川上 丸之	"	" 大沢2-4-31
片野 好男	"	" 上間久里1042
川辺 通雄	"	" 弥生町6-24
<u>キ</u>		
木村 実	"	越谷市恩間654
木村 信衣	"	" 恩間155
協和銀行支店長	"	" 越ヶ谷2-2
<u>ク</u>		
久保 和 芳	"	越谷市大里277
倉 繁 安次	"	" 下間久里454-8
<u>コ</u>		
小島 誠	"	越谷市平方150
小室 美佐子	"	" 下間久里453-3
小林 秀男	"	" 弥生町13-20
<u>ク</u>		
斉藤 晃	"	越谷市北越谷2-13-4

会 員 名 簿

昭和55年4月現在

五十音順 敬称略

氏 名	郵便番号	住 所
<u>ア</u>		
会 田 平 蔵	343	越谷市大沢3-12-11
会 田 俊	"	" 神明町2-1
秋 山 長 作	"	" 瓦曾根1-10-17
阿 部 静 子	"	" 神明町1-212-21
足 立 金之丞	"	" 平方1892
新 井 英 夫	"	" 西新井999
荒 井 光 一	"	" 越ヶ谷3-5-5
有 瀬 龍 雄	"	" 越ヶ谷中町8-26
新 井 小 美	"	" 西新井348
<u>イ</u>		
井 上 照 子	"	越谷市蒲生西町1-2-13
石 塚 吉 男	"	" 北川崎77
石 崎 秀 正	"	" 蒲生寿町8-20
今 井 正 義	"	" 瓦曾根1-3-17
今 井 春 江	"	" 増林421
井 上 寸 ず	"	" 宮本町2-16
<u>ウ</u>		
上 原 麟之助	"	越谷市上間久里34
<u>エ</u>		
遠 藤 ワ カ	"	越谷市弥十郎13-11
<u>オ</u>		
大 沢 辰 雄	"	越谷市川柳町3-282

越谷市郷土研究会役員名簿

昭和54・55年度

会 長 小 島 誠

副会長 石 塚 吉 男

理 事	有 龍 龍 雄	荒 井 光 一	本 間 清 利
	大 村 進	高 崎 力	中 野 実
	竹 内 誠	佐 藤 久 夫	上 原 麟之助
	新 井 英 夫	三 原 善太郎	日 置 宗 一
	山 崎 善 司	福 本 政 忠	杉 田 政 男
	原 初 男	加 藤 満	木 原 徹 也
	吉 本 富 男	星 野 昌 治	久 保 和 芳
	長谷川 士 郎	吉 田 倭	高 谷 良 子
	林 文 信	大 谷 達 人	塚 越 近
	中 村 忠 夫	鈴 木 種 雄	
幹 事	木 村 信 次	谷 岡 隆 夫	
監 事	野 口 仁 礼	小 林 松 次	
顧 問	市 長 ・ 議 長	教 育 長	萩 原 龍 夫
	秋 山 長 作		